

①募集要項

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
1	5	第2	7	②	ア	事業概要	「(ウ)修繕業務及び改築に関する計画業務」の改築のスケジュール策定や改築費の見積書作成等は事業期間中の毎年度行うのでしょうか。また、「すべての施設」とは、実施方針(修正版)p17表5業務概要における維持管理業務の対象施設が該当すると考えてよろしいでしょうか。	前段については、ストックマネジメント計画等の策定に合わせて、概ね5年毎を予定しています。後段については、ご理解のとおりです。
2	5	第2	7	②	ア	事業概要	(ウ)改築に関する計画業務に、調査診断業務は含まれていないとの理解で宜しいでしょうか。これに関しては、要求水準書(案)p89、維持管理委託契約書p19にも記載があり、20年に渡る本事業の中で齟齬が生じないように注記の補足等で明記願います。	改築に関する計画業務の中には調査診断業務は含まれません。これは別途ストックマネジメント業務で実施します。本事業では、スケジュールと見積書の作成を想定しておりますので、必要に応じて応募者による要求水準書に明記して下さい。
3	5	第2	7	②	ア	事業概要	(ウ)脚注「参考として、施設、設備が適正に維持管理された場合の全体事業費把握のため、建設から更新まで70年間を1サイクルとする修繕・改修費用についても作成すること」とありますが、70年の根拠をご教示ください。	「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」(平成26年1月)p28の経済比較の際に参考となる年数で、処理場土木建築物の実績参考値(50~70年)を踏まえて設定しました。
4	5	第2	7	②	ア	事業概要	(ウ)脚注「参考として、施設、設備が適正に維持管理された場合の全体事業費把握のため、建設から更新まで70年間を1サイクルとする修繕・改修費用についても作成すること」とありますが、標準的な耐用年数50年への見直しをご検討いただけますでしょうか。	見直しは考えておりません。
5	5	第2	8	①		事業期間	設計・建設期間の短縮を提案する場合、どの程度短縮できれば、優先交渉権者選定プロセスの総合審査において「優れている」との評価が得られるのでしょうか。	評価の内容等については、お答えできません。
6	6	第2	8	①		事業期間	注記4「排水区域ごとに供用開始日が異なる場合には、最も遅く供用開始を行った区域の供用開始日から20年間の維持管理期間とする。」とあります。「排水区域ごとに供用開始日が異なる場合」とは、どのようなことを想定しているのでしょうか。	既設合流ポンプ場である鶴の島ポンプ場、栄川ポンプ場からの切り替え時期が異なる場合を想定しています。
7	6	第2	9	①		事業者の収入	「市が指定する年度当たりの上限額」は、いつ公表いただけますでしょうか。	参加資格審査結果の通知日以降に示す予定です。
8	6	第2	9	①		事業者の収入	「市が指定する年度あたりの上限額」は事業計画提案を作成するうえでの必須情報ですが、いつ頃公表されますでしょうか。	参加資格審査結果の通知日以降に示す予定です。
9	6	第2	9	②		事業者の収入	「下水道ストックマネジメント支援制度に基づく交付金の対象となる改築業務については、本事業にかかる債務負担行為の設定とは別に予算措置を行うため、SPCにおいても、市が交付金を收受できるように協力すること」とありますが、当該業務費は、ポンプ場維持管理業務の「修繕業務及び改築に関する計画業務」の費用として計上するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	6	第2	9	②		事業者の収入	①SPCが計画した業務について、市が承諾しない場合はあるのでしょうか。また、計画提出時には無かったが、維持管理期間(20年間)において業務履行上必要と思われる業務が新たに発生した場合、市は承諾するとの理解で相違ないでしょうか。 ②物価変動による対価の改定は、事業年度が毎年1年間との記載から毎年度行われるとの理解で相違ないでしょうか。 ③市が交付金を收受できるよう協力することとありますが、具体的な作業量が不明なため提案時において費用を勘案することができません。作業ボリュームを提示願います。	①「実施方針(最終版)」別紙-2に示すリスク分担表により判断します。 ②ご理解のとおりです。 ③改築スケジュールや見積書などの資料提供を想定しております。
11	7	第3	2			提案価格の上限額	「17,300,000,000円(税抜き)」は、設計・建設に係る対価及び維持管理業務に係る対価の合計でしょうか。また、合計である場合、設計・建設に係る対価、維持管理業務に係る対価は別々に上限金額が設定されているのでしょうか。別々に上限金額が設定されている場合、この金額を公表下さいませようお願いいたします。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、参加資格審査結果の通知日以降に示す予定です。
12	7	第3	2			提案価格の上限額	提案価格の上限が設定されていますが、設計・建設業務と維持管理業務の内訳は無いとの理解で良いでしょうか。また、維持管理業務においては、西部浄化センターの維持管理業務との一体化を考慮した効率化等による費用削減効果は見込まれていないとの理解で良いでしょうか。	前段については、参加資格審査結果の通知日以降に示す予定です。後段については、ご理解のとおりです。

①募集要項

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
13	7	第3	2			提案価格の上限額	提案価格の上限額について、SPC組成の為の資本金および保険掛金の参考とするため、貴市が算定した建設工事費と維持管理費の額又は割合をご教示ください。	参加資格審査結果の通知日以降に示す予定です。
14	7	第3	2			提案価格の上限額	提案上限価格の「17,300,000,000円」には、西部浄化センターの維持管理業務委託費は含まれていないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	7	第3	4	(1)	②	応募者等の資格等	「SPCの設立は平成32年11月末日まで」とありますが、要求水準書(案)p6 2章 2.4 事業期間に「設計・建設期間(7~8年間を想定しているが、事業者提案により、短縮は可能である。)」とあり、設計・建設期間を短縮した場合、SPCの設立もそれに合わせて早めるとの理解でよろしいでしょうか。	平成32年11月以前に維持管理期間が始まる場合についてのご質問であれば、ご理解のとおりです。
16	8	第3	4	(1)	②	応募者等の資格等	設立するSPCに対して西部浄化センターにおける管理棟の一室を賃与頂くことは可能でしょうか、また賃与可能な場合、無償有償どちらになるのでしょうか。	西部浄化センター維持管理業務を行う場合には、維持管理業務上で使用する事務室等は無償賃与します。
17	8	第3	4	(1)	③	応募者等の資格等	「本事業の遂行上果たす役割等」とありますが、ここにある本事業には、p20 7(7)に記載されている“西部浄化センター維持管理業務”も含まれているとの理解で良いでしょうか。	本事業には、西部浄化センター維持管理業務は含まれません。
18	8	第3	4	(1)	④	応募者等の資格等	代表企業の要件が定められていますが、代表企業の要件を満たしていれば、事業期間中に代表企業を変更することは可能と考えてよいでしょうか。	代表企業の変更は認めません。
19	8	第3	4	(1)	⑤	応募者等の資格等	「事業期間中の出資比率～原則として認める」とありますが、SPCの代表企業の出資割合に「構成員中最大」「過半数を占める」等の制限は無いとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	8	第3	4	(1)	⑤	応募者等の資格等	代表企業のSPCへの出資比率及び議決権比率は、構成員中、最大としなくともよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	8	第3	4	(1)	⑤	応募者等の資格等	「事業期間中の出資比率～原則として認める」とありますが、SPCの代表企業の変更も認めて頂けるとの理解で良いでしょうか。	コンソーシアムの代表企業の変更は認めません。
22	8	第3	4	(1)	⑤	応募者等の資格等	SPCの資本金に関しては、SPCの安定性を考慮した上で問題ない範囲で事業者の裁量によって減資も可能であるとの理解でよろしいでしょうか。この場合には当初出資している企業の変更はないことが前提です。	当初出資している企業に変更がない場合、資本金の減額は可能です。
23	8	第3	4	(1)	⑤	応募者等の資格等	事業期間中の出資比率又は議決権比率の変更にに関して、「原則として認める」とありますが、認めない場合について具体的にご教示ください。	具体的な列挙はしません。
24	8	第3	4	(1)	⑦	応募者等の資格等	本条文の趣旨は一定の関係に該当するそれぞれの2社が「他の応募者のコンソーシアム構成員又は協力企業として参加することはできない」条件との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	10	第3	4	(2)	⑪	応募者等の資格等	コンソーシアム構成員及びJV建設協力企業の少なくとも3社は、宇部市内に本店が所在する法人であることとなっておりますが、以下の場合は参加資格があるとのことでよろしいでしょうか。 ①コンソーシアム構成員に1社(建設、維持管理問わず)＋JV建設協力企業に2社 ②コンソーシアム構成員に3社(建設、維持管理問わず) ③JV建設協力企業に3社	ご理解のとおりです。
26	10	第3	4	(2)	⑪	応募者等の資格等	「コンソーシアム構成員及びJV建設協力企業(協力企業のうち、建設等JVに参画する建設協力企業のこと。以下同じ。)の少なくとも3社は、宇部市内に本店が所在する法人であること。」とありますが、JV建設協力企業にのみ宇部市内に本店が所在する法人が3社入ることです許容されるとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	10	第3	4	(2)	⑪	応募者等の資格等	特に設備据付の請負に関して、民法第108条自己契約に抵触する懸念があり、JVに出資した宇部市内に本店のある建設協力企業は請負ができなくなります。「3社」の条件の見直しをお願いいたします。	「3社」の条件の見直すことで、懸念が払拭されるとの提案の意図が不明です。

①募集要項

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
28	10	第3	4	(2)	①	応募者等の資格等	宇部市内に本店が所在する法人の分野は、どの分野でも良いとの理解でよろしいでしょうか。例として、宇部市内に本店が所在する法人が、JV建設協力企業として、設計・土木・機械に参加する場合は、要求を満たしていると考えてよろしいでしょうか。	「実施方針(最終版)」別紙-4をご確認願います。例示頂いたケースで、設計に参加する設計企業は、JV建設協力企業に該当しません。
29	10	第3	4	(3)	①	応募者等の資格等	イ 合流式下水道緊急改善計画の実績が求められていますが、様式集の様式9には指定がありません。参加表明時には実績を示す必要がないと考えてよろしいでしょうか。	「合流式下水道緊急改善計画」の記載表を追加します。
30	11	第3	4	(3)	①	応募者等の資格等	ウ「～内径2,400mm以上のシールド工事及び中大口径推進工事」は、シールドと中大口径推進の両方の実績が必要でしょうか。様式集様式9の表にいずれか一方の記入でよろしいでしょうか。また、2,400mm以上の実績は、シールド工事に当てはまるもので、中大口径推進の条件ではないと考えてよろしいでしょうか。	前段については、両方の実績が必要です。「シールド、中大口径推進」それぞれの実績を記載できるように修正します。後段については、ご理解のとおりです。
31	12	第3	4	(3)	③	応募者等の資格等	イ「5年以上の履行実績」とありますが、複数の履行実績の合算も認められるとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	12	第3	4	(3)	③	応募者等の資格等	イ「下水道終末処理場(合流式)」とありますが、処理区域に分流式と合流式の両方が含まれる一部合流式の下水道終末処理場の実績も含まれるとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	12	第3	4	(4)	④	応募者等の資格等	維持管理業務においては業務内容が多岐にわたる為、環境整備業務の一部分(植栽管理、建物内床面清掃及びワックス塗布等)を協力企業または下請企業に再委託する場合、その企業はコンソーシアム構成員の分野別参加資格の第3_4_(3)③維持管理企業の要件Aを満たす企業でなくても可成りと考えてよろしいでしょうか。	維持管理企業の協力企業は、コンソーシアム構成員の分野別参加資格の第3_4_(3)③維持管理企業の要件Aを満たす必要があります。なお、下請企業については、同要件を問いません。
34	12	第3	4	(4)	④	応募者等の資格等	維持管理企業の協力企業以外にSPCから別の業者への直接資材購入等はよろしいでしょうか。	制約しません。
35	12	第3	4	(4)	④	応募者等の資格等	協力企業または下請企業に再委託の場合は、その企業はP12の第3_4_(3)③アの条件が該当しない場合は下請企業として委託できないのでしょうか。	維持管理企業の協力企業は、コンソーシアム構成員の分野別参加資格の第3_4_(3)③維持管理企業の要件Aを満たす必要があります。なお、下請企業については、同要件を問いません。
36	12	第3	5	(1)	ア	公募手続き等	「参考資料の賞与」は提案書類の提出まで継続的に可能であるとの理解で良いでしょうか。	可能です。ただし、参加資格を得られない場合や参加しない場合及び辞退する場合は、早期返却を求めるものとします。
37	15	第3	5	(2)	イ	公募手続き等	「様式7～9は～各企業別に作成」とありますが、様式7-1と7-2は「一覧表」となっており、齟齬があるのではないのでしょうか。また、様式9は各企業別に作成する場合には、該当しない業務実績一覧等は空欄で提出すれば良いとの理解で良いでしょうか。	前段については、様式7-1と7-2は各企業が押印した一覧表として提出願います。後段については、ご理解のとおりです。
38	16	第3	5	(4)	イ	公募手続き等	(イ)正本1部・副本18部とし、副本は企業名やマーク等、企業が確認できる表示は不可としますが、正本では企業名が確認出来ても宜しいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	17	第3	5	(4)	ウ	公募手続き等	(エ) a.著作権「市は事業者の提案資料の全部または一部を無償で使用・・・」とありますが、これは、事業者の承諾は得た上で使用すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	17	第3	5	(4)	ウ	公募手続き等	(カ)にて契約保証金が定められていますが、契約保証金の算出に用いる建設工事請負契約金額及び維持管理委託契約金額は消費税及び地方消費税額を含んだ金額でしょうか。	ご理解のとおりです。
41	18	第3	5	(4)	ウ	公募手続き等	(ク)(ケ)文中の「連合」とあるのは、「談合」の誤りではないでしょうか。	ご指摘のとおり、「連合」は「談合」の誤記です。読み替えてご対応ください。
42	19	第3	6	(3)		優先交渉権者及び次点交渉権者の決定方法等	「最終的な提案書・要求水準書の提出前に、応募者と提案内容について調整及び確認・交渉を行うために、競争的対話を実施する」とあります。競争的対話において、その時点における提案書及び要求水準書の一式を提出する必要があるのでしょうか。提出する書類ならびに提出時期をご教示ください。	競争的対話の時点で提案書及び要求水準書の一式を提出する必要はありません。事前準備資料については、対話がスムーズに行えるよう、事業者の任意書式にて作成願います。

①募集要項

No	見出し符号				項目名	内容	回答
	頁	章	節	項			
43	19	第3	6	(3)	優先交渉権者及び次点交渉権者の決定方法等	競争的対話の実施について、具体的な実施方法をご教示願います。対話方法（事業者からのプレゼン要否）、対話時間、参加人数の制約、対話に際して事業者が事前準備する資料など。	対話回数、対話時間、参加人数など制限を設ける予定です。事前準備資料については、対話がスムーズに行えるよう、事業者の任意書式にて作成願います。詳細については、参加資格審査結果の通知日以降にコンソーシアムの代表企業に通知します。
44	19	第3	6	(3)	優先交渉権者及び次点交渉権者の決定方法等	競争的対話に対して、具体的な進め方について教えて下さい。時期はp7よりH29年3/6～4/7、説明についてはp19、「優先交渉権者選定基準」のp11に記載されていますが、対話の手法（電話、メール、現地によるヒアリング）、対話の際の連絡先（コンソーシアムの代表または設計企業等）についてお願いします。	市会議室でのヒアリングを予定しています。詳細は、参加資格審査結果の通知日以降にコンソーシアムの代表企業に通知します。
45	19	第3	6	(3)	優先交渉権者及び次点交渉権者の決定方法等	競争的対話における調整及び確認・交渉時点での提示資料については、特に規定がないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	19	第3	6	(3)	優先交渉権者及び次点交渉権者の決定方法等	競争的対話の実施について、実施回数の制限等ありますでしょうか。	対話回数、対話時間、参加人数など制限を設ける予定です。詳細については、参加資格審査結果の通知日以降にコンソーシアムの代表企業に通知します。
47	19	第3	6	(3)	優先交渉権者及び次点交渉権者の決定方法等	競争的対話の結果に両当事者に対する拘束力を持たせる場合は、対話前に明示頂く必要がありますが、本事業ではどのような扱いになりますか。	競争的対話の終了宣言時、対話結果を公表する予定です。
48	19	第3	6	(4)	優先交渉権者及び次点交渉権者の決定方法等	募集要項等に『要求水準書の提出』との記載がありますが、今回公表された要求水準書(案)を提案内容に合わせて修正すると理解しておりますが、それらの提出様式は公表いただいた要求水準書(案)を修正したものを提案書に添付すればよろしいでしょうか？もしくは、修正した部分のみを一覧等で表記すればよろしいのでしょうか。また提出部数は何部でしょうか。	要求水準書(案)を修正したものを提案書に添付するものとして下さい。なお、提出部数については、「提出書類記載要領及び様式集」第2_4(提案書の提出書類及び部数)に示します。
49	19	第3	6	(4)	優先交渉権者及び次点交渉権者の決定方法等	「審査の対象となる提案書及び要求水準書を提出する」とあります。一方、「提出書類記載要領及び様式集p2 第2.4 提案書の提出書類及び部数」には、要求水準書が含まれておりません。提案書として要求水準書は不要と解釈してよろしいでしょうか。	要求水準書(案)を修正したものを提案書に添付するものとして下さい。なお、提出部数については、「提出書類記載要領及び様式集」第2_4(提案書の提出書類及び部数)に示します。
50	19	第3	6	(4)	優先交渉権者及び次点交渉権者の決定方法等	「要求水準書を提出」とありますが、提出する要求水準書を作成する際に材料となるワード版原稿、提出時のフォーマット、変更事項・箇所の表記法等は後日公開されるとの理解で良いでしょうか。	要求水準書作成は任意様式としますが、新旧対照は箇所、内容が把握しやすい表形式として下さい。なお、ワードデータについては、申し出があれば参加資格審査結果の通知日以降に配付します。
51	19	第3	6	(4)	優先交渉権者及び次点交渉権者の決定方法等	応募者が提出する要求水準書は、公表書類の「要求水準書(案)」を修正する形で提出するのでしょうか。その場合、「要求水準書(案)」をワードデータで提供いただくことは可能でしょうか。	要求水準書作成は任意様式としますが、新旧対照は箇所、内容が把握しやすい表形式として下さい。なお、ワードデータについては、申し出があれば参加資格審査結果の通知日以降に配付します。
52	19	第3	6	(4)	優先交渉権者及び次点交渉権者の決定方法等	要求水準書の提出について、「提出書類記載要領及び様式集」には記載がありませんが、市から提示いただいた要求水準書(案)に対して、事業者が変更または追加した内容を修正して提出する形式でよろしいでしょうか。また、その場合、要求水準書(案)からの転記ミスをなくすためにも要求水準書(案)のワードデータを頂けないでしょうか。	要求水準書作成は任意様式としますが、新旧対照は箇所、内容が把握しやすい表形式として下さい。なお、ワードデータについては、申し出があれば参加資格審査結果の通知日以降に配付します。
53	19	第3	6	(4)	優先交渉権者及び次点交渉権者の決定方法等	要求水準書について、様式集での指定がございませんが、体裁についてご指定はございますでしょうか。また、「要求水準書(案)」のワードファイルの開示をいただくことは可能でしょうか。	要求水準書作成は任意様式としますが、新旧対照は箇所、内容が把握しやすい表形式として下さい。なお、ワードデータについては、申し出があれば参加資格審査結果の通知日以降に配付します。
54	19	第3	6	(4)	優先交渉権者及び次点交渉権者の決定方法等	「応募者は、審査の対象となる提案書および要求水準書を提出する」とあります。その要求水準書は、提出書類記載要領及び様式集p2に示された「要求水準書セルフチェックリスト」の理解でよろしいでしょうか。	要求水準書作成は任意様式としますが、新旧対照は箇所、内容が把握しやすい表形式として下さい。
55	19	第3	6	(4)	優先交渉権者及び次点交渉権者の決定方法等	「要求水準書」の提出様式および部数等についてご教示ください。『募集要項』や『提出書類記載要領及び様式集』などに記載がないようです。	要求水準書作成は任意様式としますが、新旧対照は箇所、内容が把握しやすい表形式として下さい。なお、提出部数については、「提出書類記載要領及び様式集」第2_4(提案書の提出書類及び部数)に示します。
56	20	第3	7	(3)	優先交渉権者選定後の手続き	建設JVの施工方法は、甲型JVとなっております。構成員が出資比率に応じて、工事全体をJV一体で施工しなければなりません、JV構成員が異なる建設業許可を有し、各々が法的に施工し得る工事が限定されるので、施工体制およびJV運営は乙型方式での実施は可能でしょうか。	本事業の施工方法は、甲型JVとします。

①募集要項

No	頁	見出し符号				項目名	内容	回答
		章	節	項	目			
57	20	第3	7	(3)	優先交渉権者選定後の手続き	施工後、貴市に提出する甲型JVのエビデンス、証憑等の書類があれば、ご教示ください。	甲型JVであることを明示した基本協定以外の証憑書類は指定しません。	
58	20	第3	7	(4)	優先交渉権者選定後の手続き	建設JVの代表者はコンソーシアムの代表者と同一である必要はないとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。	
59	20	第3	7	(7)	優先交渉権者選定後の手続き	西部浄化センターの維持管理業務の優先交渉権を無条件でSPCに付与することに関して、現時点で地方自治法施行令における随意契約の要件を満足する見込みであるとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。	
60	20	第3	7	(7)	優先交渉権者選定後の手続き	西部浄化センターの維持管理業務の優先交渉権を無条件でSPCに付与することに関して、優先交渉権者との協議の時点において、地方自治法施行令における随意契約の要件を満足しなかった場合には、随意契約としない可能性があるとの理解で良いでしょうか。	要件を満足しない場合の想定ができないため、回答できません。	
61	20	第3	7	(7)	優先交渉権者選定後の手続き	西部浄化センター維持管理業務は、募集要項 第2章_7 に記載の業務①～③には含まれないとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。	
62	20	第3	7	(7)	優先交渉権者選定後の手続き	西部浄化センター維持管理業務に要する費用は、募集要項 第3章_2 に記載の上限額には含まれないとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。	
63	20	第3	7	(7)	優先交渉権者選定後の手続き	SPCが西部浄化センター維持管理業務を受託する場合、SPCの定款変更（SPCの株主総会による議決）が必要になるとの理解でよろしいでしょうか？	原始定款に定めることで対応可能と考えます。	
64	20	第3	7	(7)	優先交渉権者選定後の手続き	SPCが西部浄化センター維持管理業務を受託する場合、定款変更（SPCの株主総会による議決）に要する費用は、西部浄化センター維持管理業務の委託費用とは別に市から支払われるとの理解でよろしいでしょうか？	別途、市から支払われることはありません。	
65	20	第3	7	(7)	優先交渉権者選定後の手続き	SPCが西部浄化センター維持管理業務を受託する場合、基本契約書(案)の内容を変更する契約が必要（西部浄化センター維持管理業務に関する条項の追加・修正）になるとの理解でよろしいでしょうか？	西部浄化センター維持管理業務は別途業務ですので、当該基本契約書の内容変更には当たらないと考えます。	
66	20	第3	7	(7)	優先交渉権者選定後の手続き	SPCが西部浄化センター維持管理業務を受託する場合、西部浄化センター維持管理業務仕様書(修正版)を順守するため、業務に必要な能力、資格及び経験を有する社員をSPCが直接雇用（出向受け入れを含む）することが必要になるとの理解でよろしいでしょうか？	必ずしも直接雇用が必要とは考えておりません。	
67	20	第3	7	(7)	優先交渉権者選定後の手続き	SPCが西部浄化センター維持管理業務を受託する場合、本事業の会計と西部浄化センター維持管理業務の会計は独立して管理する必要があるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。	
68	20	第3	7	(7)	優先交渉権者選定後の手続き	SPCが西部浄化センター維持管理業務を受託する場合、西部浄化センター維持管理業務のために発生するSPC管理業務に要する費用は、西部浄化センター維持管理業務の委託費用の一部として市から支払われるとの理解でよろしいでしょうか？	西部T維持管理業務委託費の中に含まれるものと考えます	
69	20	第3	7	(7)	優先交渉権者選定後の手続き	コンソーシアム及び建設等JVの代表企業を建設企業が担当する場合、西部浄化センター維持管理業務を受託するSPCを平成32年11月までに設立するにあたっては、代表企業である建設企業がSPCへの最大出資を行う必要があるのでしょうか。	代表企業が必ずしも最大出資者である必要はありません。	
70	20	第3	7	(7)	優先交渉権者選定後の手続き	コンソーシアム及び建設等JVの代表企業を建設企業が担当し、平成32年11月までに設立するSPCへの最大出資は維持管理企業が行う場合、西部浄化センター維持管理業務をSPCが受託する時期は建設工事期間中となりますが、この時点でコンソーシアムの代表企業を維持管理企業に変更することは可能でしょうか。	コンソーシアムの代表企業の変更は認めません。	
71	20	第3	7	(7)	優先交渉権者選定後の手続き	「市は、維持管理委託契約を締結する予定のSPCに対して、将来、発注を予定している西部浄化センターの民間委託による維持管理業務（西部浄化センター維持管理業務委託）の受託者選定における優先交渉権者の地位を無条件で付与する。」とありますが、その期間はSPCの存続期間中と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	

①募集要項

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
72	20	第3	7	(7)		優先交渉権者選定後の手続き	①当該委託業務は、下水道施設維持管理積算要領に基づき、適正な価格により発注されるとの理解で相違ないでしょうか。 ②市に起因する事由により指定期日までに契約締結に至らなかった場合についての考え方について再度ご教授願います。 ③西部浄化センター維持管理業務委託仕様書(修正版)において、業務期間が3年となっておりますが、付与される優先交渉権は、当該3年間の業務にのみ適用されるということでしょうか。	①ご理解のとおりです。 ②現時点で、そのような事態を想定しておりません。 ③市とSPCが合意した場合、事業期間の延長を行う可能性がありますが、現時点でお答えできるのは、ご理解のとおりです。
73	20	第3	7	(7)		優先交渉権者選定後の手続き	SPCに対し、西部浄化センター維持管理業務委託の受託者選定における、優先交渉権者の地位を無条件で付与するとの記載がありますが、 ①契約締結方式は随意契約によるものとの理解で間違いありませんでしょうか。 ②西部浄化センター包括委託業務につき、SPCとの間で随意契約の方法による契約締結を予定している場合、SPCに優先交渉権が無条件で付与されるため公募は行わないとの理解で間違いありませんでしょうか。 ③西部浄化センター包括委託業務のSPCへの委託につき随意契約の方法によることを予定している場合、地方自治法その他の関連法令上の根拠(具体的な条項及び当該条項適用の基礎となる本件における事情)をご教示願います。 ④本事業における仕様、応札価格は、西部浄化センター包括委託業務の委託にかかる無条件の優先交渉権をSPCに付与することを前提に決められるため、当該付与がなされなかった場合における事業者の増加費用は貴市にご負担頂き、また、契約金額の変更その他の契約内容の変更があると理解してよろしいでしょうか。 ⑤西部浄化センター維持管理委託契約の発注はあくまでも予定となっておりますので、予定とは異なり貴市より優先交渉権者に対して発注がなされない場合には、SPCの設立準備、設立及び維持その他維持管理業務開始のための準備に要した費用については、貴市にご負担して頂くとの理解で相違ないでしょうか。	①ご理解のとおりです。 ②ご理解のとおりです。 ③地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定です。 ④他事業費用についての回答はしません。 ⑤他事業費用についての回答はしません。
74	20	第3	7	(7)		優先交渉権者選定後の手続き	SPCは、優先交渉権者の地位を付与されたのちに、具体的な業務内容について市と協議し、委託金額について双方の合意を経て、受託者として選定されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	20	第3	7	(7)		優先交渉権者選定後の手続き	「優先交渉権者の地位を無条件で付与する」とございますが、先日公表されました「西部浄化センター維持管理業務委託」の仕様書(修正版)を確認致しますと、業務期間がH33年4月1日からの3年間となっております。その後の契約は担保されるものと理解してよろしいでしょうか。(玉川ポンプ場の維持管理業務を効率的・効果的に行うには、西部浄化センターとの一体的管理が重要であるため、西部浄化センターの維持管理業務を受託できない可能性があります。)とすると、技術提案に記載する玉川ポンプ場の管理運営手法を実施できなくなります。	市とSPCが合意した場合、事業期間の延長を行う可能性がありますが、現時点でお答えできるのは、業務期間がH33年4月1日からの3年間です。
76	20	第3	7	(7)		優先交渉権者選定後の手続き	西部浄化センターの維持管理業務を受託可能かどうか判断するため、現時点での予算や積算方法をご教示願います。	公表済みの仕様書から積算して下さい。後日、事業規模確認のための見積を行う予定です。

②要求水準書(案)

No	見出し符号				項目名	内容	回答
	頁	章	節	項 目			
1	2	1	2	18	用語の定義	「修繕」の用語の定義について、劣化した性能等を部品の交換等ではなく「調整」のみで回復させた場合も「修繕」となるとの理解で良いでしょうか。	「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版-」において、工事を伴わない施設の機能保持に係る調整は、「保守」で定義されています。
2	2	1	2	23	用語の定義	「確認」の場合には、貴市は責任を負わないとありますが、「承諾」の場合は貴市にも応分の責任が発生するとの理解で良いでしょうか。	「実施方針(最終版)」別紙-2に示すリスク分担表により判断します。
3	2	1	2	25	用語の定義	「指示」について「市の指示に従わなければならない」とありますが、要求水準書や技術提案書の記載事項から外れる場合には、追加的に発生する費用等は貴市の負担であるとの理解で良いでしょうか。	「実施方針(最終版)」別紙-2に示すリスク分担表により判断します。
4	6	2	3	2 2)	事業範囲	(1)保善管理業務 注記1「なお、参考として、施設・・・(中略)・・・建設から更新まで70年間を1サイクルとする修繕・改修費用についても作成すること。」とありますが、70年間分の修繕・改修費用はあまりに長期に渡る為、算出した費用につき担保する事が不可能です。当該業務を本事業の範囲外とするか、対象期間を本事業の事業期間と同程度に短縮を頂きますようお願い致します。	実施方針(修正版)に関する質問への回答(平成28年12月8日公表) No.14 をご確認ください。
5	12	3	2	2	基準、仕様等	各基準、仕様等に「全て最新版とする」とありますが、技術提案書提出時点の最新版に準拠し、提出後の更新には必ずしも追従しなくて良いとの理解で良いでしょうか。また貴市の指示により、追従を求められた場合の追加費用は貴市の負担であるとの理解で良いでしょうか。	各基準、仕様等に関しては、要求水準書(案)に関する質問・意見への回答(平成28年11月18日公表) No.54をご確認ください。また、負担に関しては、「実施方針(最終版)」別紙-2に示すリスク分担表により判断します。
6	18	3	2	3	各許可申請・届出等	土壤汚染対策法に基づく「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」の提出は不要でしょうか。	該当ページの各種届出一覧は想定する項目を参考までに示すものです。事前調査等で土壤汚染対策法に基づき、届出の可否を判断することになります。
7	20	3	3	1 6)	設計業務	①設計図面及び⑤構造計算書に、仮設構造物は含まれるのでしょうか。	含まれます。
8	20	3	3	1 7)	設計業務	「許認可申請に必要な仕様等と要求水準書の内容に著しい食い違いが発生する場合は市と協議すること。」とありますが、著しい食い違いとはどのような場合でしょうか。	事業計画等の調書との差異が生じることなどの場合を想定します。一例として、ポンプ調書のポンプ割付や能力などが挙げられます。
9	21	3	3	2 1)	建設等業務	「維持管理に必要な各種什器・備品等を整備する」とありますが、その費用は設計・建設業務に計上するとの理解で良いでしょうか。	維持管理費に計上して下さい。
10	21	3	3	2 2)	建設等業務	事業者が工事期間中、現場事務所に常備する工事記録とは、具体的にどのようなのを指すのでしょうか。	山口県土木工事共通仕様書、機械設備及び電気設備工事必携[JS]を参考にして下さい。
11	22	3	3	2 3)	建設等業務	「事業者は各工種において～専任させるものとする」とありますが、監理技術者制度運用マニュアルに沿い、電気工事の主任技術者又は監理技術者を工場製作期間と現地施工期間に分けて配置した場合には、土木工事等の他工種の現場施工が先行で始まっているも、電気工事の主任技術者又は監理技術者は、工場製作のみ行われている期間の専任を要しないとの理解で良いでしょうか。	監理技術者等の専任期間については、基本的には契約工期(設計業務着手時から工事完成まで)とします。ただし、工場製作期間のみは専任を要しません。詳細については、発注者と受注者との協議により決定します。
12	22	3	3	2 3)	建設等業務	監理技術者等の専任期間については、国土交通省が定める「監理技術者制度運用マニュアル(平成28年12月19日改正版)」三(2)に記載されているとおりであるとの理解でよろしいでしょうか。	監理技術者等の専任期間については、基本的には契約工期(設計業務着手時から工事完成まで)とします。詳細については、発注者と受注者との協議により決定します。
13	22	3	3	2 4)	建設等業務	【施工中】④各種出荷証明について、納品伝票(出荷伝票)の写しでもよろしいでしょうか。	原則として原本を提出して下さい。詳細は、別途協議により決定します。
14	24	3	3	2 8) 9)	建設等業務	8)「安全確保」と9)「安全対策」の使い分けについて、具体的にご教示ください。	要求水準書(案)に記載のとおりです。
15	27	3	3	2 22)	建設等業務	技術者の運用については、平成16年3月1日付国総建第317号「監理技術者制度運用マニュアルについて」ならびに別添「監理技術者制度運用マニュアル」に記載のある通りで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	30	3	4	1 2)	瑕疵担保	瑕疵担保期間が長期に亘り、受注者にとって過度な負担となり得ますので、①については2年、②については1年程度として頂きたいと考えております。ご検討をお願いいたします。	要求水準書(案)に関する質問・意見への回答(平成28年11月18日公表) No.134～140 をご確認ください。

②要求水準書(案)

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
17	30	3	4	1	2)	瑕疵担保	コンクリート躯体部分とは、鉄筋コンクリート構造物本体のみを指すのでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	30	3	4	1	2)	瑕疵担保	「その他部分：5年」とありますが、3.4.3にある「本ポンプ場等の保証期間は、引渡し後、土木・建築施設2年、機械・電気設備1年とする。」との整合性について具体的にご教示ください。	施工の瑕疵担保期間と性能保証期間は異なります。
19	30	3	4	1	2)	瑕疵担保	市と事業者との協議により市の承諾を得た内容については、事業者の瑕疵に該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問・意見への回答(平成28年11月18日公表)No.131をご確認下さい。
20	30	3	4	1	3)	瑕疵担保	「瑕疵の判定に要する経費は、事業者の負担」とありますが、調査の結果「瑕疵」でないと判明した場合には、貴市の負担であるとの理解で良いでしょうか。	瑕疵の判定に要する経費は事業者の負担としますが、判定に対して第三者が介在する場合は、市が負担する場合があります。
21	30	3	4	1	3)	瑕疵担保	瑕疵判定に要する経費について、その瑕疵の原因が本件事業者とは別の第三者にあると判断された場合、本件事業者は、その経費を当該第三者に請求することができるとの理解でよろしいでしょうか。	瑕疵の判定に要する経費は事業者の負担としますが、判定に対して第三者が介在する場合は、市が負担する場合があります。
22	31	3	4	3	5)	保証期間	「躯体防水」と他の防水との違いについて、具体的にご教示ください。	躯体防水とは、水槽内部の防水のことです。他の防水は建築物に使用する防水のことです。
23	35	4	2	1	4)	ポンプ場として確保すべき機能	「流入渠内にて貯留を行う計画であるため、3,200m ³ を貯留しつつポンプ運転を継続し、3,200m ³ を超えると雨水ポンプにて排水する計画である」とあるが、P93(2)では、「降雨時は、ポンプ井の水位を低水位に保持することができるように汚水ポンプの運転を行い水位が上昇する場合には、必要により雨水ポンプの運転を行うこと」となっており、流入渠内に貯留する計画であれば汚水ポンプ井水位も高いと考えられるが、どのような運転を維持管理に求めているのでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問・意見への回答(平成28年11月18日公表)No.158～160、178～179をご確認下さい。
24	36	4	2	1	6)	ポンプ場として確保すべき機能	図4.2.3 着水井のHWLは、現時点で確定しており、申し出により貸し出しが可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	37	4	2	1	13)	ポンプ場として確保すべき機能	「また、吐口樋門工事に…海苔養殖へ影響を与える可能性が高いため、…海苔養殖期間(9/20～3/31)に実施しない計画とすること。」とありますが、ポンプ施設工事や管渠工事においても、この留意事項に該当するのでしょうか。	留意事項は、「仮締切の設置・撤去など海水に直接影響を与える工事」としています。これに該当しない工程は留意事項外です。
26	40	4	3			管路施設に関する要件	管路施設についても、ポンプ場同様、提案時は古洞対策は見込まないことでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	42	4	3	3	11)	管路施設	表4.3.2のNo.6iについて、9.14版と変更になっています。枝線管底高0.928より直接接続となっていますが、枝線の当該位置についてご教授願います。	詳細は、下水道台帳(既設管渠)をご確認下さい。
28	62	4	6	1	2)	一般事項	「運転方案を策定すること」とあり、様式Ⅱ-2-7に記述すべき内容と考えますが、様式Ⅱ-2-7<記載要領>(3)より、沈砂・スクリーンかす設備の運転方案は記述不要との理解でよろしいでしょうか。	沈砂・スクリーンかす設備とポンプ設備の運動が必要ですので、沈砂・スクリーンかす設備の運転方案についても記述して下さい。
29	65	4	6	3	9)	雨水ポンプ設備	雨水ポンプ設備の試運転は、原動機の動力をポンプから切り離して行うことが出来れば良い、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	65	4	6	3	10)	雨水ポンプ設備	燃料貯留設備について、燃料小出槽はポンプ用原動機、自家発電機の共用とのことですが、別々に設けることも許容されるとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	65	4	6	3	10)	雨水ポンプ設備	燃料貯留槽容量の考え方に、「ポンプ用原動機の必要量は近年の最大降水量(1990年の208mm/日)から求められる運転時間」とありますが、「要求水準書(案)に関する質問・意見への回答(平成28年11月18日)」では、運転時間12時間以上で提案願います。との回答でした。燃料貯留槽容量に影響しますので、どちらが正となるかご教示ください。	要求水準書(案)に関する質問・意見への回答(平成28年11月18日公表)No.332～335に誤りがありました。雨水ポンプ運転時間12時間分と近年の最大降水量から求められる運転時間分の多い方として下さい。
32	65	4	6	3	10)	雨水ポンプ設備	燃料貯留量は、近年の最大降雨から求められる運転時間とありますが、要求水準書(案)に関する質問・意見への回答(平成28年11月18日)では、燃料貯留量は運転時間12時間以上での提案を求めています。要求水準書(案)(平成28年12月27日)要求を満たす仕様で良いとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問・意見への回答(平成28年11月18日公表)No.332～335に誤りがありました。雨水ポンプ運転時間12時間分と近年の最大降水量から求められる運転時間分の多い方として下さい。

②要求水準書(案)

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
33	67	4	6	5	1)	付帯設備	「容量計算書の提示を行うこと」とありますが、原臭濃度が明示されている5物質を対象として容量計算書を作成し、提案書の添付資料として提示するとの理解でよろしいでしょうか。もし、11物質を容量計算書の対象とする必要がある場合は、明示されていない物質の原臭濃度をご教示ください。	5物質を対象として容量計算書を作成して下さい。
34	68	4	6	5	2)	付帯設備	ゲート設備(吐口)のゲート仕様にて400Vとの記載がありますが、負荷容量が0.6kW程度であれば、単独受電の200Vでも構わないとの理解で良いでしょうか。	停電時においても遠方から運転可能な事を求めます。西部浄化センターからの受電を提案される場合は、要求水準書(案)に関する質問・意見への回答(平成28年11月18日公表)No.370~375,377をご確認下さい。
35	68	4	6	5	4)	付帯設備	①沈砂池設備への用水として、西部浄化センターの二次処理水、砂ろ過水を使用可能と考えてよろしいでしょうか。その場合、西部浄化センターの関連施設に係る図面等の資料を提供いただくことは可能でしょうか。	必要となる水量を算定の上、給水方法をご提示下さい。なお、資料の提供は可能です。
36	68	4	6	5	4)	付帯設備	「②雨水ポンプ設備への用水は、上水を使用するものとする。」とありますが、西部浄化センターからの用水供給はしないということよろしいでしょうか。	雨水ポンプの冷却水は上水とします。
37	70	4	7	2	1)	システム構成	「遠隔において24時間監視ができる」とありますが、「遠隔」の地点については、玉川ポンプ場外であり、西部浄化センターあるいは貴本局庁舎と理解して良いでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問・意見への回答(平成28年11月18日公表)No.348をご確認下さい。
38	70	4	7	2	1)	システム構成	「遠隔において24時間監視ができるシステム」とありますが、既存システムからの監視については評価対象としないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。既存システム故障時等のリスク分散のため、玉川ポンプ場単独のシステムとします。
39	71	4	7	6	3)	動力制御設備	「動力制御設備は汚水、雨水に分けて配電計画を行うこと」とありますが、共通設備等がある場合にはそれ以上に分けた計画も許容されるとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	72	4	7	8	6)	中央監視設備	「西部浄化センターで遠隔監視を行う場合を考慮」とありますが、玉川ポンプ場に設置される監視制御装置と同等の機能を有する端末を西部浄化センターに設置する計画があるとの理解で良いでしょうか。	西部浄化センターの維持管理委託を受託しない場合等に、西部浄化センター等から運転状況の確認を行う別途装置を設置出来るように考慮願います。詳しくは要求水準書(案)に関する質問・意見への回答(平成28年11月18日公表)No.348~360をご確認下さい。
41	72	4	7	9	1)	ゲート(吐口)電気設備	「樋門電気設備に西部浄化センターからの電源供給を受ける」とありますが、この電源供給工事も本事業の範囲に含まれるとの理解で良いでしょうか。本事業の範囲内である場合は、配置図、最寄のフィーダーに関する資料を提示願います。	要求水準書(案)に関する質問・意見への回答(平成28年11月18日公表)No.370~375をご確認下さい。なお、配置図等に関する資料は、公表済みです。
42	75	4	9	1		一般事項	土壤汚染対策法に基づく「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」の提出は不要でしょうか。	事前調査等で土壤汚染対策法に基づき、届出の要否を判断することになります。
43	75	4	9	1		一般事項	既設ポンプ場(栄川ポンプ場、鵜の島ポンプ場)の撤去工事後の整地について指定はありますでしょうか。	要求水準書(案)4.9.3.3)に記載のとおりです。
44	75	4	9	1	8)	一般事項	撤去時期に関して「撤去に要する期間に具体的な制約は設けないが、跡地利用の観点から早めの撤去完了を目指すこと。」とありますが、具体的に跡地利用の時期や方法について計画はあるのでしょうか。	現時点では未定です。
45	84	4	9	10	1)	廃棄物の保管処理、処分	PCB含有する機器類は市に引渡すこととありますが、引渡し場所は現地ででしょうか。	含有が判明次第、別途精算でPCB処理施設までの運搬と処分とします。
46	86	4	9	11	3)	留意事項	(9)単価表、単価見積書とは、具体的にどのようなものを指すのでしょうか。	積算の単価内訳です。
47	88	4	10	3	1)	業務実施体制	総括責任者はSPCに転籍、出向等する必要が無いとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	88	4	10	3	1)	業務実施体制	総括責任者はSPCの代表企業以外から専任することも認められるとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	88	4	10	3	1)	業務実施体制	(3)「運転操作業務に5年以上従事」とありますが、総括責任者、あるいはそれと同等の職責における経験でなくても良いとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、業務委託全体を総括する管理能力がある者を求めています。

②要求水準書(案)

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
50	88	4	10	4	1)	保全管理業務の要求水準	本件と合わせて西部浄化センター維持管理業務委託を受託した場合、保守点検・整備業務や、修繕業務、調達管理業務、文書管理業務、保安管理業務、危機管理対応などの一括管理は可能でしょうか。	原則として個別管理です。ただし、一括管理することが合理的であることについては、ご提案下さい。
51	88	4	10	4	1)	保全管理業務の要求水準	「(1)土木・建築設備保守点検整備業務」について、下水道維持管理指針では清掃頻度は定められておらず、実績に応じて設定するとなっております。提案時に想定した頻度を上回った場合は、精算がおこなわれるとの理解で相違ないでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問・意見への回答(平成28年11月18日公表)No.444~446をご確認下さい。
52	89	4	10	4	2)	保全管理業務の要求水準	(2)「内容・費用を市に提出」とありますが、事業者が作成する見積書のことを示しているとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	89	4	10	4	3)	保全管理業務の要求水準	ここで記載の「すべての施設」とは、具体的にどの施設を指すのでしょうか。実施方針の表5業務概要で、維持管理業務の対象になっている施設を指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	89	4	10	4	3)	保全管理業務の要求水準	施設の改築のスケジュールや改築費の見積書は、SPCが差出人となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	89	4	10	4	3)	保全管理業務の要求水準	「施設の改築スケジュール策定や改築費の見積書作成・・・」とございますが、この業務の実施スパン(5年毎等)をご教示願います。	ストックマネジメント計画の策定等に合わせて、概ね5年毎を予定しています。現時点では詳細スケジュール未定です。
56	90	4	10	5	2)	運転管理の要求水準	(3)遠隔監視に要する電力、通信費は事業者が全て負担するとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	91	4	10	5	3)	運転管理の要求水準	「市が指定する設備台帳システムへの登録様式」とありますが、具体的な登録様式は別途公開されるとの理解で良いでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問・意見への回答(平成28年11月18日公表)No.483,484をご確認下さい。様式については、事業開始時に詳細な調整を行うものとします。
58	91	4	10	7	3)	その他業務	①維持管理業務に、ポンプ場等から発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の収集、運搬が含まれるとのことですが、これら廃棄物の排出事業者は、貴市でしょうか、SPCでしょうか。 ②貴市が上記廃棄物の排出事業者である場合、SPCが当該廃棄物の収集、運搬業務の委託を貴市から受けるとすると、SPCにおいて廃棄物収集、運搬業許可を取得する必要が生じ得ますが、維持管理業務に係るコスト増大を避けるため、これら収集、運搬に係る委託契約は、貴市と廃棄物処理業者との間で締結していただきたいと考えております。ご検討をお願いいたします。	実施方針(修正案)に関する質問への回答(平成28年12月8日公表)No.7をご確認下さい。
59	91	4	10	7	3)	その他業務	ポンプ場等から発生する廃棄物について、ポンプ場から処分先への運搬費用及び処分費用は、市の負担との理解でよろしいでしょうか。	実施方針(修正案)に関する質問への回答(平成28年12月8日公表)No.7をご確認下さい。
60	92	4	10	7	8)	その他業務	「処理区内の総降雨量」とありますが、当該の降雨量を測定する計測器は事業者が独自に設置、維持管理することを前提としていると理解して良いでしょうか。	事業者が独自に設置する提案も可です。雨量計は西部T内に設置されており、これで対象降雨量であるかを判断しています。玉川P稼働後も、西部T放流口での放流水試料採水が必要であり、これは同時に実施します。
61	92	4	10	7	8)	その他業務	「放流水資料採取作業」には水質分析は含まれないとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	92	4	10	8	1)	留意事項	(2)市が別途発注する搬出業者が車輛運行時に、第三者へ被害を与えた場合は、事業者の負担ではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	93	4	10	8	2)	留意事項	「(2)降雨時は、ポンプ井の水位を・・・」流入ゲートとは、汚水沈砂池設備の除塵機上流側の汚水流入ゲートとの理解でよろしいでしょうか。	技術提案のゲート位置によります。要求水準書(案)に関する質問・意見への回答(平成28年11月18日公表)No.529,531をご確認下さい。
64	93	4	10	8	2)	留意事項	流入ゲート、吐口ゲートの開閉操作時に事業者が承諾を求める貴市担当者の所在地は西部浄化センター内であるとの理解で良いでしょうか。	東部浄化センターです。
65	93	4	10	8	2)	留意事項	「(3)汚水ポンプの運転時の送水量については、常に関係する西部浄化センターと緊密な連絡を取る。」とありますが、西部浄化センターと玉川ポンプ場を直接回線で繋ぐ、または西部浄化センターで玉川ポンプ場の送水量を確認できるようにするのでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問・意見への回答(平成28年11月18日公表)No.536~538をご確認下さい。

③優先交渉権者選定基準

No	頁	見出し符号				項目名	内容	回答
		章	節	項	目			
1	6	第2	1	(3)	①	企業の要件	ウ「～内径2,400mm以上のシールド工事及び中大口径推進工事」は、シールドと中大口径推進の両方の実績が必要でしょうか。様式集様式9の表にいずれか一方の記入でよろしいでしょうか。また、2,400mm以上の実績は、シールド工事に当てはまるもので、中大口径推進の条件ではないと考えてよろしいでしょうか。	前段については、両方の実績が必要です。後段については、ご理解のとおりです。
2	6	第2	1	(3)	①	企業の要件	ウ「平成13年度以降において、内径2,400mm以上のシールド工事及び中大口径推進工事に係る実施設計業務の履行実績を有していること」の記載における内径2,400mm以上の規模についてはシールド工事のみを指していますでしょうか？それとも中大口径推進工事においても内径2,400mm以上の制約があるという理解になりますでしょうか？	前段については、両方の実績が必要です。後段については、ご理解のとおりです。
3	6	第2	1	(3)	①	企業の要件	ウ「平成13年度以降において、内径2,400mm以上のシールド工事及び中大口径推進工事に係る実施設計業務の履行実績を有していること」の記載におけるシールド工事及び中大口径推進工事につきましては、公共下水道または流域下水道における工事の実施設計に限定していない（上水道、鉄道、道路などを含む）という理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
4	6	第2	1	(3)	②	配置予定技術者の要件 ア 管理技術者	(イ)「施工技術者との兼任は、不可とする」とありますが、施工技術者とは「表1.3(4)②」に記載の、現場代理人、主任技術者又は監理技術者、と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	6	第2	1	(3)	②	配置予定技術者の要件 ア 管理技術者	(イ)「・・・また、施工技術者との兼任は、不可とする。・・・」の記載における“施工技術者”の定義についてご教示ください。	施工技術者は、現場代理人、主任技術者または監理技術者を指します。
6	6	第2	1	(3)	②	配置予定技術者の要件 ア 管理技術者	(イ)「(3)①イとウの実績が2社となる場合、それぞれの参加資格要件を満たす設計企業から各々管理技術者を配置すること。」とありますが、1社で実績を満たしている場合でもイとウのそれぞれの実績を保有する2名の管理技術者を配置することは可能でしょうか？	1社で実績を満たしている場合でも、イとウのそれぞれの実績を保有する設計企業から管理技術者を配置することは可能です。
7	6	第2	1	(3)	②	配置予定技術者の要件 ア 管理技術者	(オ)ポンプ場新設詳細設計の実績と(カ)シールド工事及び中大口径推進工事の実績について、企業としては両方の実績がある場合は、管理技術者はいずれか一方の実績があればよろしいでしょうか。	管理技術者は、(オ)、(カ)のどちらの実績も有している必要があります。ただし、(ア)、(ウ)、(エ)及び(オ)の条件を満たしている管理技術者と、(ア)、(ウ)、(エ)及び(カ)の条件を満足している管理技術者の2名を配置することは可能です。
8	6	第2	1	(3)	②	配置予定技術者の要件 ア 管理技術者	管理技術者の要件において、(オ)と(カ)の実績をそれぞれ有する2名の管理技術者の配置は可能でしょうか。それとも(オ)と(カ)の両方の実績を有する1名の管理技術者ということでしょうか。	(ア)、(ウ)、(エ)及び(オ)の条件を満たしている管理技術者と、(ア)、(ウ)、(エ)及び(カ)の条件を満足している管理技術者の2名を配置することは可能です。
9	6	第2	1	(3)	②	配置予定技術者の要件 ア 管理技術者	(オ)ポンプ場新設実施設計の実績について、処理場内のポンプ棟の新設実施設計も該当すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	6	第2	1	(3)	②	配置予定技術者の要件 ア 管理技術者	(カ)「～内径2,000mm以上のシールド工事及び中大口径推進工事」は、シールドと中大口径推進の両方の実績が必要でしょうか。また、2,000mm以上の実績は、シールド工事に当てはまるもので、中大口径推進の条件ではないと考えてよろしいでしょうか。	前段については、両方の実績が必要です。後段については、ご理解のとおりです。
11	6	第2	1	(3)	②	配置予定技術者の要件 ア 管理技術者	(カ)「平成13年度以降において、内径2,000mm以上のシールド工事及び中大口径推進工事に係る実施（詳細）設計業務の履行実績を有していること」の記載における内径2,000mm以上の規模についてはシールド工事のみを指していますでしょうか？それとも中大口径推進工事においても内径2,000mm以上の制約があるという理解になりますでしょうか？	前段については、両方の実績が必要です。後段については、ご理解のとおりです。
12	6	第2	1	(3)	②	配置予定技術者の要件 イ 照査技術者	照査技術者について、様式集様式9に指定がありません。参加表明時に記載する必要はないと理解してよろしいでしょうか。	参加表明時に記載する必要がありませんので、様式を追加します。
13	6	第2	1	(3)	②	配置予定技術者の要件 イ 照査技術者	(エ)「・・・技術士・・・あるいは・・・RCCMの資格保有者」で(イ)土木、建築、機械、電気のそれぞれの専門分野で照査技術者を配置がありますが、建築にあつては1級建築士の資格のみでも宜しいでしょうか？	技術士あるいはRCCMの資格保有者として下さい。
14	7	第2	1	(3)	②	配置予定技術者の要件 ウ 担当技術者	(エ)の各要件は、(イ)の各専門分野(職種)いずれかの担当技術者が満たす必要があるという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

③優先交渉権者選定基準

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
15	7	第2	1	(3)	②	配置予定技術者の要件 ウ 担当技術者	(エ) v 「シールド工事及び中大口径推進工事に係る実施(詳細)設計業務の履行実績を有していること」については規模(内径○mm以上)や時期(平成○年度以降)についての記載がありませんので、特段その制約は無いとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
16	7	第2	1	(3)	②	配置予定技術者の要件 ウ 担当技術者	(エ) v 「シールド工事及び中大口径推進工事に係る実施(詳細)設計業務の履行実績を有していること」の記載におけるシールド工事及び中大口径推進工事につきましては、公共下水道または流域下水道における工事の実施設計に限定していない(上水道、鉄道、道路などを含む)という理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
17	7	第2	1	(3)	②	配置予定技術者の要件 ウ 担当技術者	(エ) v 「シールド工事及び中大口径推進工事」は、担当1名でシールドと中大口径推進の両方の実績が必要でしょうか。	ご理解のとおりです。
18	8	第2	1	(4)	②	配置予定技術者の要件	主任技術者又は監理技術者の要件のみが記載されていますが、現場代理人を別に立てる場合、現場代理人が満たすべき要件は特になく考えてよろしいでしょうか。	建設工事請負契約書による現場代理人の要件以上に、実績は求めません。
19	8	第2	1	(4)	②	配置予定技術者の要件	建設企業における配置予定技術者の専任期間はいつからになるのでしょうか。	監理技術者等の専任期間については、基本的には契約工期(設計業務着手時から工事完成まで)とします。ただし、工場製作期間のみは専任を要しません。詳細については、発注者と受注者との協議により決定します。
20	8	第2	1	(4)	②	配置予定技術者の要件	イ「建設企業は、各工種において、下表に示す基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を専任させるものとする。」とありますが、専任期間については、「監理技術者制度運用マニュアル(平成28年12月19日改正版)」に従い、各工種ごとの施工期間との理解でよろしいでしょうか。	監理技術者等の専任期間については、基本的には契約工期(設計業務着手時から工事完成まで)とします。ただし、工場製作期間のみは専任を要しません。詳細については、発注者と受注者との協議により決定します。
21	8	第2	1	(4)	②	配置予定技術者の要件	イ 建設企業は、各工種(…機械)において主任技術者又は監理技術者を専任させるものとする とありますが、機械器具の場合は工場製作期間と現場据付け期間の技術者を分けます。国土交通省が定める監理技術者制度運用マニュアルに従って工場製作期間の技術者には専任を求めないとの解釈でよろしいでしょうか。	監理技術者等の専任期間については、基本的には契約工期(設計業務着手時から工事完成まで)とします。ただし、工場製作期間のみは専任を要しません。詳細については、発注者と受注者との協議により決定します。
22	8	第2	1	(4)	②	配置予定技術者の要件	工場製作を含む工種では、工場から現地へ工事の現場が移行する時点での主任技術者又は監理技術者の交代は可能と考えてよろしいでしょうか。またこの場合、工場製作のみが行われている期間については、専任を要しないと考えてよろしいでしょうか。	監理技術者等の専任期間については、基本的には契約工期(設計業務着手時から工事完成まで)とします。ただし、工場製作期間のみは専任を要しません。詳細については、発注者と受注者との協議により決定します。
23	8	第2	1	(4)	②	配置予定技術者の要件	配置予定技術者の要件において、土木工事、建築工事の双方の4番目の項目では、企業の要件と同様の実績要件(過去15年、排水能力、管渠内径、JV代表者)は求めているとの理解でよろしいでしょうか。また、シールド工事についての記載はありませんが、これも必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	8	第2	1	(4)	②	配置予定技術者の要件	配置予定技術者の要件において、JVの非スポ工事(出資比率が20%以上)の施工実績であれば要件を満足できるでしょうか。平成13年度以前の施工実績でも認められるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	10	第2	1	(5)	②	配置予定技術者の要件	ア「(ア)業務委託の現場代理人で、業務委託全体を総括する管理能力がある者」とございますが、具体的にどの様な管理能力のことを指すのかご教示願います。	人員管理、安全管理、危機管理などの維持管理業務全体の総括管理を想定しています。
26	10	第2	1	(5)	②	配置予定技術者の要件	ウ「公募資格審査書類の受付開始以前に3カ月以上の雇用関係にあり、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること」とございますが、維持管理開始が予定では平成37年4月とかなり先であることから、維持管理開始時までには様々な事情(病気等)により事業者が提示した技術者を配置できない可能性があります。よって、要件を満たす技術者であれば維持管理開始時において配置技術者の変更は可能との認識でよろしいでしょうか。	やむを得ない事情が生じた場合は、市がその事情を検討の上、変更を認めます。
27	9	第2	1	(5)	②	配置予定技術者の要件	総括責任者等の配置予定技術者は必要な要件を満たしていれば、資格審査受付後でも、技術提案書に明示することで変更(交代)できるとの理解で良いでしょうか。	原則、変更できません。候補者が複数名の場合は、資格審査時点で全員分を提示して下さい。その複数候補者から技術提案書作成時に1名にすることは可能です。

③優先交渉権者選定基準

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
28	10	第2	2			競争的対話	「競争的対話」の具体的な実施要項（参加可能人数、事前準備すべき資料等）は、参加表明時に通知されるとの理解で良いでしょうか。	詳細については、参加資格審査結果の通知日以降にコンソーシアムの代表企業に通知します。
29	10	第2	2			競争的対話	競争的対話では・・・どのように対話を進めるのでしょうか。事前提出する書類などはないでしょうか。どのような内容を求められているのでしょうか。具体的な内容をご教授願います。	詳細については、参加資格審査結果の通知日以降にコンソーシアムの代表企業に通知します。
30	10	第2	2			競争的対話	競争的対話について、具体的な方法、必要書類についてご教示ください。	詳細については、参加資格審査結果の通知日以降にコンソーシアムの代表企業に通知します。
31	10	第2	3	(1)		基礎審査	基礎審査にて失格とならなければ、応募者の提案内容は要求水準を満たしたことを担保されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	11	第2	3	(2)	①	審査項目及び配点	「表3.1項目審査の分類と配点」において大項目（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）の配点は示されておりますが、宇部市様が期待されている提案内容の重み付けに即したより良い提案をさせていただくため、小項目ごと（Ⅰ.1、Ⅰ.2、Ⅰ.3・・・）の配点をご教示いただけないでしょうか。	配点及び評価に関して、当該資料以上の内容は公表しません。
33	11	第2	3	(2)	①	審査項目及び配点	表3.1項目審査の分類と配点に関して、大分類Ⅰ～Ⅲの配点はありますが、中分類Ⅰの1～7、Ⅱの1～8、Ⅲの1～5の配点は公表されないのでしょうか。	配点及び評価に関して、当該資料以上の内容は公表しません。
34	11	第2	3	(2)	①	審査項目及び配点	審査項目及び配点が記載されておりますが、より細かな配点の公表をしていただけませんかでしょうか。	配点及び評価に関して、当該資料以上の内容は公表しません。
35	11	第2	2	(2)	①	審査項目及び配点	より詳細な配点はお示しいただけないでしょうか。	配点及び評価に関して、当該資料以上の内容は公表しません。
36	11	第2	3	(2)	①	審査項目及び配点	表3.1の各分類の項目毎に、具体的な評価ポイントをご教示ください。例えば、宇部市内に本店が所在する法人3社以上をコンソーシアム構成員及びJV建設協力企業とした場合の評価は、事業実施体制に対する評価でしょうか、それとも地域経済への貢献に関する提案に対する評価でしょうか。	配点及び評価に関して、当該資料以上の内容は公表しません。
37	11	第2	3	(2)	①	審査項目及び配点	表3.2の採点基準欄にある掛け率は、表3.1の各分類の項目毎に適用されるものと推察しますが、表3.1の配点について、各分類の項目毎の配点をご教示ください。	配点及び評価に関して、当該資料以上の内容は公表しません。
38	11	第2	3	(2)	①	審査項目及び配点	「表3.1項目審査の分類と配点」について、項目毎の配点は追って公開されるとの理解で良いでしょうか。	配点及び評価に関して、当該資料以上の内容は公表しません。
39	11	第2	3	(2)	①	審査項目及び配点	「表3.1項目審査の分類と配点」のⅠ.4応募者の実績、Ⅰ.5各業務実施体制と業務担当者の実績について、工種ごとの配点の有無、配点等は追って公開されるとの理解で良いでしょうか。	配点及び評価に関して、当該資料以上の内容は公表しません。
40	11	第2	3	(2)	①	審査項目及び配点	「表3.1項目審査の分類と配点」のⅠ.4応募者の実績、Ⅰ.5各業務実施体制と業務担当者の実績について、具体的な評価方法（例.同種工事5件の場合満点、3件の場合満点×3/5、類実績5件の場合満点×1/2等、定性評価or定量評価）は追って公開されるとの理解で良いでしょうか。	配点及び評価に関して、当該資料以上の内容は公表しません。
41	11	第2	3	(2)	①	審査項目及び配点	項目審査の配点について、小項目ごとの配点についてご教示ください。	配点及び評価に関して、当該資料以上の内容は公表しません。
42	11	第2	3	(2)	②	提案内容の評価	宇部市内に本店が所在する法人3社をコンソーシアム構成員及びJV建設協力企業とした場合、D評価が得られるとの理解でよろしいでしょうか。	配点及び評価に関して、当該資料以上の内容は公表しません。

④基本協定書(案)

No	見出し符号				項目名	内容	回答
	頁	章	節	項			
1	2	2	(10)		定義	貴市によって本募集において開示された「仕様書」は、「募集要項等」に含まないとの理解で良いでしょうか。	「西部浄化センター維持管理業務委託」仕様書は、提案に係る資料です。募集要項等とは位置付けておりません。
2	2	3			基本的合意	「発注者所定の書式の誓約書」の書式は、基本協定締結時より前に公表されるとの理解で良いでしょうか。	基本協定の締結前に優先交渉権者に示します。
3	2	4	1	(1)	特別目的会社の設立	「特別目的会社の本店所在地を宇部市内とする」とありますが、維持管理委託契約第14条に記載の本施設に置く特別目的会社の現場事務所を本店所在地とすることは可能であると理解して良いでしょうか。	本施設に特別目的会社の本店所在地を置くことは認めません。
4	2	4	1	(2)	特別目的会社の設立	「本事業に関連ある事項」には西部浄化センター維持管理業務は含まれないとの理解でよろしいでしょうか？	「本事業に関連ある事項」には西部浄化センターの維持管理業務を含めるものとし、後に定款変更する必要がないように、原始定款の事業目的に西部浄化センターの業務を追加していただいて差し支えありません。
5	3	4	1	(7)	特別目的会社の設立	会計監査人については、事業者側が不要と考えれば設置しなくて良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	3	5			株式の譲渡等	特別目的会社の減資については、事前に発注者に対し書面をにより通知し、その承諾を得た上であれば可能でしょうか。	本協定書では、特別目的会社の減資について想定していませんでしたが、正当な理由があるのであれば、承諾することになります。
7	3	5	1	(3)	株式の譲渡等	募集要項p.8(4応募者等の資格等(1)⑤2行目)において、「また、事業期間中の出資比率又は議決権比率の変更については、原則として認める」とあります。本条における変更要望については原則として承諾頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	3	6	1	(1)	特定事業契約	基本契約を平成29年9月に締結するとありますが、4条に示される通り、基本契約締結時点での特別目的会社の設立は必須でないにも関わらず、基本契約書案には特別目的会社の署名が求められております。基本契約の当事者から特別目的会社を除外して頂くか、特別目的会社設立時期を変更するか、ご対応をお願いします。なお、特別目的会社設立を基本契約よりも前倒して実施する場合は、出資者保証書も不必要となりますので合わせて整合を図って頂けますようお願いいたします。	当初は発注者と構成員のみで記名押印を行い、特別目的会社を設立した段階で、特別目的会社にも記名押印していただく予定です。
9	3	6	2		特定事業契約	第6条.2の(1)～(12)に基づく解除は、本事業に関する場合のみに限定されるとの解釈で良いでしょうか。例えば、本事業以外の事業で(1)～(12)が生じた場合、これは第6条.2に抵触しないとの考えで良いでしょうか。	第6条第2項第1号から第5号までの規定は、本事業に関する場合に限定しますが、第6号以降は、本事業に限定されるものではありません。
10	5	9			違約金	「本事業に係る見積金額」とはどのように算定するのかご教示ください。また、たとえば、工事請負契約締結後、該当事象が発生し維持管理契約の締結に至らなかった場合、建設工事契約において違約金の定めがある以上、見積金額に建設工事の請負代金額を含めるのは2重の制裁となるため修正頂けませんでしょうか。	見積金額とは、応募者が提案時に提出した本事業の見積金額のことを指します。また、建設工事契約書(案)第60条第3項の規定による違約金は、建設工事請負契約が解除された場合の違約金であり、本基本協定書の違約金は、契約締結に至らなかった場合の規定であるから、これらは二重の制裁とはなりません。なお、建設工事請負契約書(案)第60条の独占禁止法の条文は、旧条文であるため、基本協定書に記載された新しい条文に修正します。
11	5	9			違約金	基本協定書(案)p5 第9条(違約金)、基本契約書(案)p5 第9条(特定事業契約等)第4項で、各々の条項に定める違約金が重ねて発生することはないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	5	9			違約金	発注者への違約金支払義務は、本事業の事業者選定手続に限って、第6条第2項各号のいずれかの事由が生じたことにより、発注者と事業者が特定事業契約の締結に至らなかった場合に生じるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	6	13	2		有効期間	「本協定の終了後も、第10条の定めは有効とし、」とありますが、秘密保持に関する有効期間の終期はいつまでとなるのでしょうか。	存続期間は設けません。
14	6	13	2		有効期間	時の経過による情報の陳腐化の点から、基本協定終了後の秘密保持義務の存続期間を、例えば終了後3年程度に限定して頂きたいと考えておりますので、ご検討をお願いいたします。	存続期間は設けません。
15	8	別紙			出資者保証書	「貴市所定の書式の誓約書」の書式は、基本協定締結時より前に公表されるとの理解で良いでしょうか。	基本協定の締結前に優先交渉権者に示します。

④基本協定書(案)

見出し符号					項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項目			
16	8	別紙	3	(3)	出資者保証書	募集要項p.8(4応募者等の資格等(1)⑤2行目)において、「また、事業期間中の出資比率又は議決権比率の変更については、原則として認める」とあります。原則として変更要望について承諾頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	-	-	-	-	その他	基本協定書(案)の契約当事者は、宇部市及び本事業を落札したグループの構成員となっていますが、JV協力企業及び維持管理の協力企業は契約の当事者とならない為、本契約に拘束されないとの考えで良いでしょうか。	ご理解のとおりです。

⑤基本契約書(案)

No	見出し符号				項目名	内容	回答
	頁	章	節	項			
1	1	-			頭書	「基本契約書(案)」頭書に「並びに●●(以下「特別目的会社」といい、構成員と特別目的会社を総称して「事業者」という。)」とありますが、基本契約書の締結時は、SPCは未設立の予定としておりますが、問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	当初は発注者と構成員のみで記名押印を行い、特別目的会社を設立した段階で、特別目的会社にも追加して記名押印していただく予定です。
2	2	2	(10) / (11)		定義	基本契約書、建設工事請負契約書、維持管理委託契約書、募集要項等に定められる各資料、本件提案に定められる各文書、それぞれの間で、矛盾・齟齬を生じる場合の優先順位についてご教示ください。	基本契約書、建設工事請負契約書または維持管理委託契約書、募集要項等に定められる各資料、本件提案に定められる各文書の順にその解釈を優先させますが、本件提案に定められる各文書が募集要項等に示された要求水準よりも厳格な又は望ましい水準を規定している場合には、本件提案に定められる各文書が募集要項等に優先するものとします。
3	2	2	(11)		定義	「本件提案」の定義において、基本協定書(案)第2条(11)の「本件提案」の定義にある「要求水準書」が脱漏しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。修正します。
4	3	5			役割分担	今回公表された資料にリスク分担表がありません。平成28年12月8日付宇部市公共下水道玉川ポンプ場事業実施方針(最終版)別表-2が該当すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	3	5	(3)		役割分担	「維持管理企業は、特別目的会社から維持管理業務を再受託し、当該再受託に関する契約に基づき特別目的会社に対して維持管理業務を履行する」とございしますが、複数の維持管理企業や協力企業、またこれら以外の会社と維持管理に関わる共同企業体を結成し、その共同企業体で特別目的会社から業務を請け負うことは可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、維持管理企業として、募集要項で求められる要件を満たしていることが必要となります。
6	3	6	1		建設等JVの組成	設計企業が構成員として参画する建設等JVを特定建設工事共同企業体(甲型)として組成するものとありますが、設計企業は、国土交通省が定める「共同企業体の在り方について」個別準則の特定建設工事共同企業体構成員の資格要件を満たすことができないことから、特定建設工事共同企業体には限定されないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。特定建設工事共同企業体の表現を改めます。
7	3	6	1		建設等JVの組成	「発注者の認める内容の特定建設工事共同企業体協定書を締結」とありますが、設計企業が構成員として参画する建設等JVを甲型共同企業体として組成した場合、設計企業は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うことが難しいことから、その点を配慮した協定書について認めて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	3	6	1		建設等JVの組成	ここで組成する甲型JVの企業数および最低JV出資比率には特段の定めが無いとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	4	7			特別目的会社の運営	第7条第1項に「特別目的会社を適法に設立したことを確認する。」、第2項に「特別目的会社の設立及び運営に関して締結した株主間の契約が、」、第4項に「本基本契約締結後速やかに、・・・履歴事項全部証明書、定款の原本証明付写し及び株主名簿の原本証明付写しを提出するものとし、」とありますが、基本契約書の締結時は、SPCは未設立の予定としておりますが、問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	誤解のないように修正します。
10	4	7	1		特別目的会社の運営	「適法に設立したことを確認する。」とありますが、基本契約締結時点では特別目的会社は設立前であるため、表現につき再考いただけますでしょうか。	誤解のないように修正します。
11	4	7	1		特別目的会社の運営	特別目的会社を設立「した」ことを確認する旨の記載がありますが、特別目的会社の設立は、基本契約締結(基本協定第6条第1項第1号によると平成29年9月頃)後と理解しております。このような理解で相違なければ、基本契約締結後の将来の時点において特別目的会社を設立することに関して確認する旨の文言に修正すべきものと思料致しますので、文言の修正につきましてご検討の程、宜しくお願い申し上げます。	誤解のないように修正します。
12	4	7	1		特別目的会社の運営	「本事業の一部である維持管理業務を遂行させることのみを目的として」とありますが、SPC設立前にSPCによる西部浄化センター維持管理業務受託が確定した場合には、当該業務を遂行させることも目的に加えるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。後に定款変更する必要のないように、原始定款に西部浄化センターの業務を事業目的として記載・記録していただいで差し支えありません。

⑤基本契約書(案)

見出し符号					項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項			
13	4	7	1		特別目的会社の運営	「本事業の一部である維持管理業務」には西部浄化センター維持管理業務は含まれないとの理解でよろしいでしょうか？	西部浄化センターの維持管理業務も含まれます。
14	4	7	2		特別目的会社の運営	第7条第2項第4号で、株主間の契約で特別目的会社の株主を構成員のみとする旨を規定することが要求され、同条第3項でこれに反する株主総会決議に賛成しないことが義務づけられていますが、基本契約第8条に基づく株式の譲渡、新株発行等による構成員以外の者の株主としての参加は例外として認められているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。第8条にある第三者に対する譲渡や増資などは、発注者の承諾を得た場合には、第7条第2項・第3項に関わらず、可能となります。
15	4	7	2	(2)	特別目的会社の運営	特別目的会社の定款の目的として、本事業は西部浄化センター維持管理業務委託の受託者選定にかかる優先交渉権者の地位が付与されているため、本事業のみならず、西部浄化センター維持管理業務も含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。原始定款の事業目的に含めていただいて問題ありません。
16	4	7	2	(8)	特別目的会社の運営	追加出資義務について一般的に上限額が設定されていると認識しております。維持管理委託費年度額等での設定をお願いいたします。	上限額は設定しません。
17	4	7	2	(8)	特別目的会社の運営	特別目的会社が債務超過に陥った場合又は資金繰りの困難に直面した場合、構成員として適切な措置を講じなければならないと考えますが、発注者が適切と認める支援措置のみに限定されてしまうと、事業者側が望まない措置を講じなければならない可能性が出てきます。本条文を削除頂くか、事業者の判断により適切な措置を講じることのできる内容に変更頂くようお願いいたします。	変更しません。
18	4	7	2	(8)	特別目的会社の運営	「構成員は、特別目的会社が債務超過に陥った場合又は資金繰りの困難に直面した場合には、構成員の全部が連帯して、特別目的会社が維持管理委託契約上の債務を履行できるよう、特別目的会社への追加出資、劣後融資その他発注者が適切と認める支援措置を講ずるものとする」とありますが、市が将来発注を予定している西部浄化センター維持管理委託契約上の債務は、その発注内容が未定であることから含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	4	7	2	(8)	特別目的会社の運営	「構成員は、特別目的会社が債務超過に陥った場合又は資金繰りの困難に直面した場合には、構成員の全部が連帯して、特別目的会社が維持管理委託契約上の債務を履行できるよう、特別目的会社への追加出資、劣後融資その他発注者が適切と認める支援措置を講ずるものとする」とありますが、維持管理業務に関与せず出資のみ担う構成員は、直接的無限責任を負いながら、当該リスクを直接管理することができないため、株式会社の株主責任を定めた会社法に則り、間接的有限責任のみ負うものとして頂きたく存じます。	株主の責任はご理解のとおりですが、それを貫くと本事業の狙いである民間の創意工夫やコスト縮減が達成できない恐れがあるため、一定程度はグループ間での連帯責任を果たす必要が生じるとの考えから、第7条第2項第8号を定めています。
20	4	7	2	(8)	特別目的会社の運営	特別目的会社への追加出資、劣後融資等の支援措置は事業提案に任せるものとして、条文を削除して頂きたく存じます。	株主の責任はご理解のとおりですが、それを貫くと本事業の狙いである民間の創意工夫やコスト縮減が達成できない恐れがあるため、一定程度はグループ間での連帯責任を果たす必要が生じるとの考えから、第7条第2項第8号を定めています。
21	4	7	2	(9)	特別目的会社の運営	「必要かつ十分な人員を確保する」とありますが、必ずしもSPCへ社員を転籍もしくは出向させる必要はないとの理解で相違ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	4	7	2	(9)	特別目的会社の運営	「特別目的会社が維持管理業務を実施するために必要かつ十分な人員を確保する」とありますが、特別目的会社が直接人員を雇用する必要はなく、特別目的会社が維持管理業務を再委託する維持管理企業が十分な人員を確保すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	5	7	6		特別目的会社の運営	決算書類の公表はどのような場合に行うことを想定されていますでしょうか。公表に当たっては、応募者の営業上、技術上の秘密にかかる部分については非公表とする等のご配慮を頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	経営状態のモニタリングのために決算書等の提出を求める場合にでも、応募者の営業上、技術上の秘密にかかる部分については、配慮します。
24	5	7	7		特別目的会社の運営	「発注者が別途定める様式及び内容の株式担保権設定契約書」を締結することが義務付けられていますが、この様式及び内容をは基本契約締結よりも前に公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	基本協定の締結前に優先交渉権者に提示します。

⑤基本契約書(案)

No	見出し符号				項目名	内容	回答
	頁	章	節	項			
25	5	7	7		特別目的会社の運営	どのような内容の株式担保権の設定を想定されているのでしょうか。また、どのような場合、株式担保権を設定しなければならないのでしょうか。発注者の一存により、事業者は株式担保権を設定しなければならないにもかかわらず、その担保権の内容が明らかになっていない中で本条項を認めることは、事業者側にとって大きなリスクとなります。本条項を削除頂くか、早急にどのような場合に、どのような株式担保権設定契約書を締結しなければならないのか御示下さい。	株式担保権の要件や内容については、競争的対話の前に示します。
26	5	7	7		特別目的会社の運営	「株式担保権設定契約書」の書式、もしくは想定されている対抗要件の具備の内容をご教示ください。	株式担保権の要件や内容については、後日示します。
27	5	7	7		特別目的会社の運営	予定されている株式担保権設定の目的及び契約内容をご教示願います。	株式担保権の要件や内容については、後日示します。
28	5	8	1	(3)	特別目的会社の様式の譲渡等	募集要項p.8(4応募者等の資格等(1)⑤2行目)において、「また、事業期間中の出資比率又は議決権比率の変更については、原則として認める」とあります。本条における変更要望については原則として承諾頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	5	8	2		特別目的会社の株式の譲渡等	「発注者所定の書式の誓約書」の書式は基本契約締結よりも前に公表されるとの理解で良いでしょうか。	基本協定の締結前に優先交渉権者に提示します。
30	5	9			特定事業契約等	特定目的会社と維持管理企業との間で締結する業務委託契約は民間企業間の契約であるため、発注者は合理的な理由がない限り本条項における承諾を留保しないと理解して良いでしょうか、また、承諾しない場合として想定するケースをご教示下さい。	ご理解のとおりです。
31	5	9	3		特定事業契約等	「特別目的会社は、維持管理業務に関し、維持管理企業との間で、発注者の認める内容の業務委託契約を、維持管理業務の開始までに締結する。」とありますが、法令その他発注者が定める諸規定(開示事項)において問題が無い限り、内容は発注者に認められるとの理解で相違ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	5	9	4		特別事業契約等	建設工事請負契約書(案)及び維持管理委託契約書(案)にて違約金に関する規定があるため、基本契約書においては規定は不要ではないでしょうか。	二重の違約金とならない趣旨ですが、誤解を招かないように再考します。
33	5	9	4		特定事業契約等	第9条.4の(1)～(12)に基づく解除は、本事業に関する場合のみに限定されるとの解釈で良いでしょうか。例えば、本事業以外の事業で(1)～(12)が生じた場合、これは第6条.2に抵触しないとの考えで良いでしょうか。	第9条第4項第1号から第5号までの規定は、本事業に関する場合に限定しますが、第6号以降は、本事業に限定されるものではありません。
34	5	9	4		特定事業契約等	発注者への違約金支払義務は、特定事業契約又は本事業の事業者選定手続に限って、第9条第4項各号のいずれかの事由が生じていたことが判明した場合に生じるとの理解でよろしいでしょうか。	第9条第4項第1号から第5号までの規定は、本事業に関する場合に限定しますが、第6号以降は、本事業に限定されるものではありません。
35	7	11	4		維持管理業務	第2文に「後継維持管理企業候補者から内諾を得た上で」との記載が御座いますが、「内諾」とは具体的に何を指すのかご教示願います。	「内諾」とは、基本的に「承諾」の意味であり、書面によって行う必要がないという意図です。
36	7	11	4		維持管理業務	「事業者は～検討を書面で発注者に打診することができる。」とありますがかかる打診を行うかどうかは事業者の任意の裁量にゆだねられていると理解して良いでしょうか。また、事業者がかかる打診を行わなかったことをもって事業者に不利益が課せられる恐れが無いと理解して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	7	11	4		維持管理業務	再委託先との契約につき特別目的会社に解除権が発生していない段階(「おそれ」にすぎない段階)で、再委託先の変更を検討することは、再委託先への賠償の問題を伴います。従いまして、このような段階で発注者の要請に応じて、再委託先の変更を行う場合は、かかる再委託先の変更により生じる損害及び増加費用につき、特別目的会社にて合理的に試算し、これを発注者にて負担いただけるとの理解で良いでしょうか。また、特別目的会社が要請する場合は、発注者が、現再委託先との解約に関する協議に参加して理由を説明いただく等のご協力をいただけるとの理解で良いでしょうか。	第4項の規定は、最終的には事業者の判断に委ねられている事項であり、発注者が追加の費用負担を行うことはありません。また、説明会への参加等については、可能な範囲で協力をします。

⑤基本契約書(案)

No	見出し符号				項目名	内容	回答
	頁	章	節	項			
38	7	11	4		維持管理業務	本条項は、維持管理業務に係る再委託契約が、維持管理業務に係る事業期間の途中で終了するおそれを発注者が合理的に認めて特別目的会社に要請した場合を規定していますが、事業者は、かかる要請をもって、他の再委託先の候補者の検討や、現再委託先との契約の解約を協議することになります。この際、理由を再委託先にも明示する必要がありますので、発注者のかかる要請は、書面にて理由を記載して要請していただくと理解して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	7	11	5		維持管理業務	「発注者は……合理的に認めた場合は……」とありますが、合理的な理由がなければ承諾を許容しないと理解して良いでしょうか。また、承諾しない場合として想定するケースをご教示下さい。	個別の理由については、その都度協議を行い判断します。
40	7	12			再委託等	維持管理委託契約書第6条によって、発注者の承諾を受けた場合は、本条の再委託を禁止する内容から除外され、再委託は可能であるとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	7	12			再委託等	電気工作物の保安業務は、電気保安協会への委託、警備は警備会社への委託は可能でしょうか。	維持管理協力企業からの委託であれば、委託は可能です。
42	7	12	2		再委託等	維持管理運営企業から第三者に再委託を禁止する記述について、専門性を要する点検においてメーカー点検を必要とする場合は、SPCからの直接発注しか認めないとのことになりますが、SPCに実態を持たせるということでしょうか。	SPCから再委託を受けた維持管理企業からメーカーへ点検等を委託することは禁止していません。
43	8	14			損害賠償	「各当事者は」となっているため、たとえば各構成員間の損害賠償についても本契約で規定されているように読めますが、構成員間の損害賠償の問題は構成員間の協定書等の取決めと民法によって解決しますので、ここは、第17条等の規定のように、「発注者及び事業者は、本基本契約上の義務を履行しないことにより相手方に損害を与えた場合…」と解釈すると理解して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。修正します。
44	8	14			損害賠償	貴市は、債務不履行によって被った損害の「全額」について事業者の「全部に」ついて賠償請求できるとありますが、本事業は、設計・建設事業と維持管理事業より構成されることから、損害賠償については、設計・建設事業に関しては建設JV、維持管理事業に関しては特別目的会社にそれぞれ請求することができるとの理解で相違ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	8	14			損害賠償	「他の事業者も連帯して責任を負うものとし」とありますが、本事業における業務割合が小さな当事者が、業務割合が大きな当事者同様、連帯して責任を負うものとするのは、会社規模の小さな企業には過大な負担となるため、条文を削除して頂きたいと存じます。	変更しません。
46	8	16	3	(2)	有効期間及び解除	「特定事業契約の一つでも……解除された場合」とされていることから、本第4項第2号で「本基本契約以外の特定事業契約の全てが……解除された場合」と解釈される懸念を排除するため、第3項第2号と同様に「特定事業契約の一つでも……解除された場合」と規定していただけますようお願い致します。	検討します。
47	9	16	5		有効期間及び解除	「本基本契約の終了後も、……第17条の定めは有効とし、」とありますが、秘密保持に関する有効期間の終期はいつまでとなるのでしょうか。	存続期間は設けません。
48	9	16	5		有効期間及び解除	時の経過による情報の陳腐化の点から、基本協定終了後の秘密保持義務（第17条）の存続期間を、例えば終了後3年程度に限定して頂きたいと考えております。ご検討をお願い致します。	存続期間は設けません。

⑤基本契約書(案)

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
49	9	17	1			秘密保持等	本条項では「…特定事業契約又は本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持し…」と規定されていますが、本事業の遂行にあたって事業者が提供する多種多様な情報につき逐一「秘密情報である」と明示することは事実上困難で、また「秘密情報として」提示されたかどうかは後日の判断が困難なことが多いと言えます。本事業の遂行にあたって事業者が提供する情報は、基本的に全て事業者の営業、技術情報を含むものであり、発注者が他の目的で使用したり、無断で第三者に開示等されると困るものであるため、「…特定事業契約又は本事業に関連して相手方から受領した情報を秘密として保持し…」としていただけますよう、お願い致します。	変更しません。
50	9	17	3	(4)		秘密保持等	事業者も守秘義務契約を締結したアドバイザーに情報を開示する必要があり、その度に発注者の承諾を得ることは現実的ではないため、「発注者」と「が守秘義務契約を締結したアドバイザー」との間に、「又は事業者」を入れていただけますようお願いいたします。	検討します。
51	9	17	4			秘密保持等	「知り得た行政情報」とありますが、行政情報には「知り得た」段階のものを含まず、ゆえにこれを開示することもできないため、発注者が本項によって必要な措置を講じることができる情報は発注者が入手し又は保有しているものに限られると理解して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	11	-				その他	契約当事者として特別目的会社も記名押印するようになっていますが、基本契約書締結時には、特別目的会社はまだ設立されていないと考えられます。契約当事者から特別目的会社を削除頂くようお願いいたします。	当初は発注者と構成員のみで記名押印を行い、特別目的会社を設立した段階で、特別目的会社にも追加して記名押印していただく予定です。
53	11	-				その他	基本契約の締結は、募集要項において平成29年9月予定となっております。特別目的会社の設立は平成32年11月30日までとなっていることから、特別目的会社の記名捺印は出来ないものと考えます。	当初は発注者と構成員のみで記名押印を行い、特別目的会社を設立した段階で、特別目的会社にも追加して記名押印していただく予定です。
54	-	-	-	-	-	その他	基本契約書(案)の契約当事者は、宇部市及び本事業を落札したグループの構成員となっていますが、JV協力企業及び維持管理の協力企業は契約の当事者とならない為、本契約に拘束されないとの考えで良いでしょうか。	ご理解のとおりです。

⑥建設工事請負契約書(案)

No	見出し符号				項目名	内容	回答
	頁	章	節	項 目			
1	1	-			頭書	基本契約、本契約、維持管理委託契約は、それぞれ契約当事者が異なるため、不可分一体とはできないことから、「本契約は、基本契約及び基本契約に基づき締結される発注者と●●との間の維持管理委託契約（以下「維持管理委託契約」という。）と不可分一体として本事業に係る特定事業契約を構成するものとする。」を、「本契約、基本契約、及び基本契約に基づき締結される発注者と●●との間の維持管理委託契約（以下「維持管理委託契約」という。）を、個別に又は総称して特定事業契約という。」と修正いただけますようお願いいたします。このように3契約を個別に又はまとめて「特定事業契約」と呼称することは一般的と理解しております。	検討します。
2	3	1	4		総則	「建設工事請負契約書(案)」第1条第4項に「なお、この秘密保持義務は、終了事由の如何を問わず、本契約終了後もなお効力を有するものとする。」とありますが、秘密保持に関する有効期間の終期はいつまでとなるのでしょうか。	存続期間は設けません。
3	3	1	4		総則	時の経過による情報の陳腐化の点から、契約終了後の秘密保持義務の存続期間を、例えば終了後3年程度に限定して頂きたいと考えております。ご検討をお願い致します。	存続期間は設けません。
4	4	1	12		総則	12項に関して、たとえば本契約第19条第2項第1号で発注者の現場代理人に対する指示等が規定されているように、「本契約に基づく全ての行為」を共同企業体の代表者に対して行うことは、本契約の他の規定と齟齬が生じる上に、事実上も無理があると思われます。従って、これを、第19条第5項のように、「本契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除」とするなど、狭めていただけますようお願い致します。その際、本契約第19条第2項第1号で発注者が現場代理人に対して承諾行為を行うことが可能とされています（また、同条第4項により、原則として書面による承諾とされています。）が、これとの整合性もご考慮をお願い致します。	変更しません。
5	5 / 6	6 / 7	3 / 6		基本設計 詳細設計	p5基本設計及びp6詳細設計について、「発注者の基本（詳細）設計図書への承諾は、受注者の責任を何ら軽減又は免除させるものではない」とありますが、発注者の指示内容が原因で、施設又は施設管理に瑕疵が生じた場合における責任の所在については、この限りではない旨を付記すべきと考えますが如何でしょうか。	本条項は、発注者の「承諾」が責任分担を行うものではないとの規定であり、発注者の「指示」による修正等の規定ではありません。
6	5	6	3		基本設計	「受注者は、発注者の基本設計図書の承諾は、受注者の責任を何ら軽減又は免除させるものではないことを承諾するものとする。」とは、承諾行為があっても本契約・募集要項等・本件提案を充たさない場合は、債務不履行、瑕疵と認定されれば瑕疵担保責任の追及を受けうことを定めた趣旨であり、他方で、一般論として発注者の責めに帰すべき事由がある場合には責任の軽減がありうる、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	6	7	5		詳細設計	「受注者の責めに帰すべき事由による設計変更により本設計又は本工事が遅延した場合は、受注者が損害・費用を負担するものとする。」とありますが、当該遅延が発注者の責めに帰すべき事由によるものである場合は、この限りでないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	6	7	6		詳細設計	「受注者は、発注者の詳細設計図書の承諾は、受注者の責任を何ら軽減又は免除させるものではないことを承諾するものとする。」とは、承諾行為があっても本契約・募集要項等・本件提案を充たさない場合は、債務不履行、瑕疵と認定されれば瑕疵担保責任の追及を受けうことを定めた趣旨であり、他方で、一般論として発注者の責めに帰すべき事由がある場合には責任の軽減がありうる、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	7	8	3		要求水準書若しくは本件提案又は設計図書の変更	「発注者が合理的な変更案を定めるものとし、受注者はこれに従わなければならない。」とありますが、客観的に合理性のある変更案を定めるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

⑥建設工事請負契約書(案)

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
10	8	12	2			一括委任又は一括下請負の禁止	本箇所、設計業務を第三者に委任又は下請負人に請け負わせてはならないと定める一方で、第13条1項は、「設計業務を下請負人に請け負わせて施工するとき」を想定した条文が見られます。これらの条文の関係をお示しいただけますか。	第12条第2項の「全部又は一部」を「全部又は主要な一部」に修正します。
11	8	12	2			一括委託又は一括下請負の禁止	第13条第1項、同第2項で発注者の承諾を条件に第三者への委託を認めていることから、本項は削除をご検討頂けませんか。	第12条第2項の「全部又は一部」を「全部又は主要な一部」に修正します。
12	10	17	2			特許件等の使用	許諾の対象となる特許権等が第三者の所有に係る場合であって、第1項ただし書きに該当する場合には、第2項第2文は適用されないと理解しておりますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	10	18				秘密保持義務	事業者も守秘義務契約を締結したアドバイザーに情報を開示する必要があり、その度に発注者の承諾を得ることは現実的ではないため、事業者が守秘義務契約を締結したアドバイザーに開示する場合も例外に含めていただけますようお願いいたします。	変更しません。
14	11	19	2	(3) ~ (5)		監督員	「建設工事請負契約書(案)」第19条第2項(3)~(5)に「本設計」とありますが、これは設計図書のことを指しているのでしょうか。	本契約の対象となっている施設の設計を指します。
15	18	35				賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	本項で行われる変更額の「協議」は、別紙3の2⑥記載の算定式によるという理解で良いでしょうか。本契約の本文中に別紙3についての言及がないため、本契約で別紙3について規定する条文を設けていただけますようお願い致します。	修正します。
16	18	35	1			賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	第35条.1及びp39.別紙3.2で定める、賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更について、どのような指標を基に、賃金又は物価の変動を算出するのでしょうか。	別紙3を参照下さい。
17	20	39				不可抗力による損害	「不可抗力」の定義が別紙5に記載される「不可抗力」の定義と異なっており、「損害」も別紙5に規定されるものとは異なっているため、本条と別紙5の規定内容を統一していただけますようお願いいたします。	第39条を修正します。
18	20	39				不可抗力による損害	「損害の額」は、たとえば第1号を見ると、「当該損害の取片付けに要する費用」は含まれていないため、第4項の「損害合計額」とは異なる概念と思われます。第5項と、第4項の「損害合計額」、並びに別紙5の関係を整理していただけますと幸いです。	第39条第1項と第4項は文言が異なるため、齟齬はないと考えます。なお、別紙5については検討します。
19	20	39	4 / 6			不可抗力による損害	第4項、第6項「本契約の契約金額」との記載がございますが、建設工事請負契約約款に基づく請負代金額を指すとの理解で相違ないでしょうか。当該理解に相違なければ、他の条項における文言との整合性を図る観点から、「請負代金額」との記載にすべきものと思料致しますので、ご検討の程、宜しくお願い致します。	修正します。
20	22	41	2			試運転業務	「試運転業務(会社設立後に限る。）」とありますが、「(会社設立後に限る。）」の文言は、その後の「特定目的会社」の後に挿入されるとの理解でよろしいでしょうか。	両方に記載します。

⑥建設工事請負契約書(案)

見出し符号					項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項			
21	22	42			検査及び引渡し	<p>①第1項にいう「建設業務に係る工事を完成した」旨の通知とは、要求水準書4.8.1.1)①(73頁)にいう「通知」(試運転を行うに足る施設・設備等が完成した旨の通知)と同一でしょうか。</p> <p>②両通知が同一の場合、当該通知に係る検査の合格が試運転業務開始の要件になるものと理解してよろしいでしょうか。両通知が同一でない場合、「建設業務に係る工事を完成した」旨の通知は、具体的にどの段階で行うことになりそうですでしょうか。</p> <p>③第1項にいう「建設業務に係る工事を完成した」旨の通知を受けて行われる、工事を完成を確認するための検査とは、要求水準書3.3.2.5)(23頁)にいう「完成検査」と同一でしょうか。両通知が同一でない場合、要求水準書3.3.2.5)(23頁)にいう「完成検査」とは、具体的にどの段階で行うことになりそうですでしょうか。</p> <p>④第1項にいう「試運転業務・・・に係る各業務を完了した」旨の通知を受けて行われる、当該業務の完了を確認するための検査は、要求水準書4.8.2(74頁)に定める、試運転及び性能試験が終了した後に行われる「立会検査」と同一であり、この場合に引渡しの対象となる、第4項にいう「業務報告書」とは、要求水準書4.8に定める「試運転報告書」及び「性能試験の条件、試験方法及び試験結果等を記載した報告書」を指すものと理解してよろしいでしょうか。</p> <p>⑤受注者が完成した玉川ポンプ場の引渡し申し出(第4項)の前提となる「第2項の検査」とは、第1項にいう「建設業務に係る工事を完成した」旨の通知を受けて行われる検査を指すのか、それとも同項にいう「試運転業務・・・に係る各業務を完了した」旨の通知を受けて行われる検査を指すのでしょうか。</p> <p>⑥「完成検査」(要求水準書23頁3.3.2.5))、「検査」(29頁3.3.7)、「立会検査」(74頁4.8.2)、「建設業務に係る工事を完成した」旨の通知を受けて行われる検査(建設工事請負契約約款第42条第2項)、「試運転業務・・・に係る各業務を完了した」旨の通知を受けて行われる検査(同条項)の各内容、実施される段階、各検査と試運転及び性能試験との関係、各検査と玉川ポンプ場の引渡しとの関係をご教示願います。</p>	<p>①「建設業務に係る工事を完成した」通知と「試運転を行うに足る施設・設備等が完成した」時点の通知は、異なります。</p> <p>②「建設業務に係る工事を完成した」通知は、③に示すとおりです。</p> <p>③完成検査と同一です。</p> <p>④機械電気設備に関しては、ご理解のとおりです。</p> <p>⑤第1項にいう「建設業務に係る工事を完成した」旨の通知を受けて行われる検査を指します。</p> <p>⑥要求水準書3.3.2.5)(23頁)では、工事を完成を確認するための検査を示し、要求水準書4.8.2(74頁)では、機械・電気設備の試運転及び性能試験を示します。建設工事請負契約書(案)p22 第42条(検査及び引き渡し)では、調査設計や建設に係る各業務を完了した際の手続きについて記したもので、前述二つを包含しています。これらを踏まえて、試運転以降の検査、引き渡しの流れを整理すると、下記ののとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試運転で確認後、本検査 ・本検査後、引き渡し
22	23	44	1		所有権の帰属	<p>「本施設の所有権は、原始的に発注者に帰属する。」とありますが、公共工事標準請負契約約款の解釈と同様、建設工事請負契約書(案)第42条第4項に基づき引渡し時に所有権を受注者から発注者に移転しますので、見直しをお願いします。</p>	<p>本事業は、DBO方式であるため、引き渡しに伴う所有権の移転はありません。</p>
23	23	44	2		所有権の帰属	<p>受注者は、民法第295条に基づく留置権及び商法第521条に基づく留置権、並びに、民法第325条第2号に基づく不動産工事の先取特権を放棄することが定められていますが、受注者が放棄する合理的な理由が存しないため、公共工事標準請負契約約款に倣い、条文を削除して頂きたいと存じます。</p>	<p>変更しません。</p>
24	23	45	1	(2)	請負代金の支払い	<p>工事代金請求の前提となる「第42条第2項の検査」とは、同条第1項にいう「建設業務に係る工事を完成した」旨の通知を受けて行われる検査を指すのでしょうか、それとも「試運転業務・・・に係る各業務を完了した」旨の通知を受けて行われる検査を指すのでしょうか。</p>	<p>建設業務、試運転業務又は調査設計等業務の全てです。</p>
25	24	47	9		前払金および中間前払金	<p>「政府契約の支払遅延防止等に関する法律・・・第8条に定める率を下回らない率」との記載がありますが、具体的な率については、どのような手続きに基づいて決められるのでしょうか。</p> <p>※本質問をもって上記表現の有る全ての契約書(案)条文につき同様の質問をさせていただきます。</p> <p>建設工事請負契約書(案)：第57条第3項、第63条第3項、第65条第1項 維持管理委託契約書(案)：第27条第2項、第28条第2項、第3項</p>	<p>「第8条に定める率を下回らない率」を「第8条に定める率」に修正します。</p>
26	24 / 30 / 35	47 / 57 / 65	9 / 2.3 / 2		前金払及び中間前金払 履行遅滞の場合における損害金等 賠償金等の徴収	<p>p24. 第47条.9、p30. 第57条.2及び3、p35. 第65条.2Iについて定める遅延利息の率について、「政府契約の支払い遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条に定める率を下回らない率」とありますが、これでは遅延利息の率の上限が定められておらず、請求者側が一時的に遅延利息の率を決めることができるよう読み取れます。発注者及び受注者の両者にとってリスクとなりまので、できましたら、「～を下回らない率」ではなく、「～と同じ率」に変更下さい。</p>	<p>「第8条に定める率を下回らない率」を「第8条に定める率」に修正します。</p>

⑥建設工事請負契約書(案)

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
27	29	56				瑕疵担保	瑕疵担保に関する条文と性能保証に関する条文は、要求水準書(案)に倣い、分けて規定して頂きたいと存じます。	性能保証に関する項目を追加します。
28	29	56	1			瑕疵担保	瑕疵の「推定」に関する記載について「瑕疵」の解釈としては公共工事標準請負契約約款と同様のものと理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
29	29	56	1			瑕疵担保	「募集要項等及び本件提案に記載した工事目的物の性能及び機能が満たされていない場合は、工事目的物又は成果物に瑕疵があるものと推定する。」とありますが、性能及び機能が満たされていないという瑕疵現象を引き起こした瑕疵原因が不十分な施工に存することが特定されていないにもかかわらず、性能及び機能が満たされていないという現象につき、おしなべて瑕疵と推定するのは合理的ではないため、公共工事標準請負契約約款に倣い、条文を削除して頂きたいと存じます。	変更しません。
30	29	56	2			瑕疵担保	瑕疵担保期間が長期に亘り、受注者にとって過度な負担となり得ますので、(2)については1年、(3)については2年程度として頂きたいと考えております。ご検討をお願いいたします。	変更しません。
31	29	56	2			瑕疵担保	瑕疵担保期間は、事業費の増大を招くため、一般的な例に倣い(2)は1年、(3)は2年としていただけませんか。なお、維持管理委託契約についても同様です。	変更しません。
32	29	56	2			瑕疵担保	要求水準書(案)に記載されている瑕疵担保期間と平仄を合わせて頂きたいと存じます。	要求水準書に合わせます。
33	29	56	2	(2) / (3)		瑕疵担保	公表されている各種約款(公共土木設計業務等標準委託契約約款、公共工事標準請負契約約款、土木学会公表の公共土木設計施工標準請負契約約款)の例に照らしても10年との期間は長く、2年又は3年への短縮を検討頂けませんでしょうか。	変更しません。
34	29	56	2	(3)		瑕疵担保	「設計図書及び土木建築構造物の新設(更新を含む。)されたものの瑕疵10年」とありますが、10年に該当するのは構造耐力上主要な部分との理解でよろしいでしょうか。	構造耐力上、主要な部分のみではありません。
35	30	57				履行遅滞の場合における損害金等	請負代金の支払いのみならず、損害賠償金など、本契約に基づき発注者が負担する支払い債務全てにつき、本項が適用されると理解して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	30	57	1			履行遅滞の場合における損害金等	本項に記載された「当該業務の履行を完了」とは、建設工事請負契約書(案)第42条第4項、第5項に定める「工事目的物の引渡し」を指すものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	31	59				発注者の解除権	基本契約第9条第4項の違約金は「特定事業契約又は本事業の事業者選定手続に関し」暴力団の関与等があった場合に契約の解除如何に拘わらず適用され、他方、本条項による違約金は共同企業体の構成員のいずれかにつき暴力団の関与等がある場合に本契約が解除された時に適用されることとされていますが、同一の原因に基づき、基本契約第9条第4項の違約金と本条項による違約金の両方は重複して課されないと理解して良いでしょうか。なお、維持管理委託契約についても同様です。	ご理解のとおりです。誤解のないように一部修正します。
38	31	59	1	(8)		発注者の解除権	「へ」にある「その相手方」とは受注者を指していると理解して良いでしょうか。	下請契約又は資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を指します。
39	32	60	1			談合等の不正行為に係る発注者の解除権	第60条.1.(1)～(6)に基づく解除は、本事業に関する場合のみに限定されるとの解釈で良いでしょうか。例えば、本事業以外の事業で(1)～(6)が生じた場合、これは第60条.1に抵触しないとの考えで良いでしょうか。	本条項の規定は、本事業に関する場合に限定されるものではありません。

⑥建設工事請負契約書(案)

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
40	32	60	1	(1) ~ (3)		談合等の不正行為に係る発注者の解除権	独占禁止法の条文の引用誤りがあるものと思われるので、ご確認をお願いいたします。 ・第1号：「同条（第49条）第7項」「第52条第5項」該当する条文がございません。 ・第2号：「50条第1項」約款の記載内容と条文が異なる可能性があります。「同条（第50条）第5項」「第52条第5項」該当する条文がございません。 ・第3号：「第49条第6項」「同条（第66条）第3項」該当する条文がございません。「第50条第4項」「第66条」約款の記載内容と条文が異なる可能性があります。	修正します。
41	32	60				談合等の不正行為に係る発注者の解除権	基本契約第9条第4項の違約金は「特定事業契約又は本事業の事業者選定手続に関し」談合があった場合等に契約の解除如何に拘わらず適用され、他方、本条項による違約金は「本契約に関して」談合等があった場合で本契約が解除された時に適用されることとされていますが、同一の原因に基づき、基本契約第9条第4項の違約金と本条項による違約金の両方は重複して課せられないと理解して良いでしょうか。なお、維持管理委託契約についても同様です。	ご理解のとおりです。
42	33	62				受注者の解除権	発注者が本契約に基づく支払い等の義務の履行を大幅に遅滞している場合には、受注者としては業務を続けることは出来かねますので、一般的な例に倣い、本条項の他に「発注者がこの契約に基づく重要な義務に違反し、かつ、受注者による通知の後60日以内に当該違反を是正しない場合」にも受注者の解除権が発生するよう規定をお願い申し上げます。なお、維持管理委託契約についても同様です。	ご指摘の事例は、第62条第1項第3号が該当すると考えます。
43	35	65	2			賠償金等の徴収	第2項に規定される徴収額は、第1項で相殺された金額分も含むようにも読めますので、「…計算して得た額」と「の延滞金を徴収する。」の間に「から、前項に基づき相殺された金額を控除した金額」を入れていただけますでしょうか。	検討します。
44	36	69	2			補足	契約締結後、改定等により宇部市上下水道局契約規程に変更がある場合、当該変更後の規程が適用されるものと理解してよろしいでしょうか。また、当該変更が適用される場合、受注者が適用に同意した場合に限る旨の追記をご検討願います。	ご理解のとおりです。なお、同意した場合に限定する記述はしません。
45	38	別紙 2				業務範囲	別紙2が本契約の本文中で言及されておらず位置づけが不明なため、別紙2につき規定する条文を本文に設けていただけますようお願い致します。	修正します。
46	39	別紙 3	2	(1)		請負代金の支払方法	⑤の工事費の変更については、次の⑥の「増額スライド額の算定式は、以下の通りである。」以下に規定された算定式が適用されますでしょうか。または、そうでない場合は、⑤についてはどのような算定式、基準等を考えておられるかご教示下さい。	発注者と受注者の協議によるものとします。
47	41	別紙 4				法令等の変更による費用の負担割合	税制の変更又は新設につき規定されていますが、「税率」の変更もこれに「税制の変更」に含まれるとの理解で宜しいか、ご確認下さい。なお、維持管理委託契約についても同様です。	ご理解のとおりです。
48	-	-	-	-	-	その他	建設工事請負契約書(案)の契約当事者は、宇部市及び本事業を落札したグループの構成員のうち建設等JVに参画する企業となっていますが、JV協力企業は契約の当事者とならないのでしょうか。	宇部市と建設工事請負契約を締結する共同企業体には、JV協力企業も含まれるため、契約の当事者となります。

⑦維持管理委託契約書(案)

見出し符号					項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項 目			
1	2	1	3		総則	時の経過による情報の陳腐化の点から、契約終了後の秘密保持義務の存続期間を、例えば終了後3年程度に限定して頂きたいと考えております。ご検討をお願い致します。	存続期間は設けません。
2	2	2	3		維持管理業務の業務日程及び業務範囲	本事業は貴市が行うものであることから、住民対応は貴市に行って頂きたいと考えておりますので、ご検討をお願いいたします。	下水道事業そのものではなく、「維持管理業務」に係ることのため、受注者による対応を求めています。対応のレベルは、要求水準書(案)p80.4.9.7に記載の事項と同様に、基本的には、住民からの苦情等に対して、帰責が不明な時点となる一次対応は市の所掌で対応し、事業者へ帰責があると判断した場合には、事業者にて対応するものと考えます。
3	3	3	2		関係法令の遵守及び許認可	許認可の取得を受注者が行うこととなっておりますが、「受注者＝特別目的会社」の為、特別目的会社が必要な許認可を取得しなければならないのでしょうか。実施方針(最終版)別紙-4では、維持管理業務は、SPC(特別目的会社)から委託を受けた維持管理企業及び維持管理の協力企業が行うスキームとなっております。また、特別目的会社での許認可取得には、特別目的会社自身が有資格者等を雇用する必要が出てくるのが考えられます。特別目的会社から委託を受けた維持管理企業及び維持管理の協力企業が、必要な許認可を取得すれば良いことに変更できませんでしょうか。	「受注者自らの責任及び負担」であって、SPCが許認可を取得するものとは限りません。
4	3	4	1 / 3		契約の保証	「本契約の契約金額」との記載がございますが、維持管理委託契約約款に基づく委託金額を指すとの理解で相違ないでしょうか。当該理解に相違なければ、他の条項における文言との整合性を図る観点から、「委託金額」との記載にすべきものと思料致しますので、ご検討の程、宜しくお願い致します。	修正します。
5	3	6			再委託等	平成28年12月8日付実施方針(最終版)別紙4より、本件においては受注者(SPC)が貴市から委託を受けた維持管理業務の全部を維持管理企業に再委託するものと理解しております。当該再委託は、本条の規定にかかわらず、貴市の承諾なくしうとの理解でよろしいでしょうか。	第6条第1項但し書きの「業務のすべて」とは、受注者としての再委託先の管理業務なども含めるものであり、いわゆるトンネル会社のような役割を禁止しているのであって、実施方針の別紙-4と齟齬があるわけではありません。
6	4	6	1	1	再委託等	「維持管理再委託契約の締結については、維持管理再委託契約書の案及び発注者が求める事項を記載した書面を発注者に提出し、かつ発注者からの承諾の通知を得るものとする。」とありますが、 ①発注者が求める事項が、受託者の想定範囲と乖離する場合の措置はどのように考えているのでしょうか。 ②法令その他発注者が定める諸規定(開示事項)において問題が無い限り、内容は発注者の承諾が得られるとの理解で相違ないでしょうか。	要求水準書や提案書などを充たす限りにおいては、発注者が求める事項が受注者の想定範囲と乖離することはないと考えています。
7	4 / 4 / 5	9 / 11 / 13			業務従事者の要件 有資格者の配置 監督員	受注者(＝特別目的会社)が業務従事者、有資格者及び監督員を配置するものとありますが、これは受注者が業務従事者等を雇用した上で配置しなければならないのでしょうか。もしくは、特別目的会社から再委託を受けた維持管理企業及び維持管理の協力企業の従業員を配置すれば良いのでしょうか。	後段のお見込みのとおりです。
8	4	9 / 11			業務従事者の要件 有資格者の配置	本契約で要求されている総括責任者や有資格者は、受注者(特別目的会社)の従業員である必要はなく、維持管理企業の従業員であることも許容されるとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	4	9			業務従事者の要件	維持管理委託契約締結後も、配置予定技術者に必要な要件を満たしていれば、貴市と協議の上、総括責任者を交代(変更)できるとの理解で良いでしょうか。	やむを得ない事情が生じた場合は、市がその事情を検討の上、変更を認めます。
10	4	9	1		業務従事者の要件	総括責任者は、維持管理運営企業ではなくSPCに所属することを意味するのでしょうか。	SPCとの雇用関係まで求めるものではありません。
11	4	11	1		有資格者の配置	有資格者は、維持管理運営企業として配置できれば良いのでしょうか。また、第1号から第6号までの資格は配置従事者全員をもって達成していれば良いとの理解で相違ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	5	13	3	(3)	監督員	監督員が、総括責任者が不適であるとして交替要求を行う場合には、不適と認める合理的な理由があることが必要であり、かつかかる理由を文書で説明いただけるものと理解して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。

⑦維持管理委託契約書(案)

No	見出し符号				項目名	内容	回答
	頁	章	節	項			
13	5	14	2		施設機能の確認及び使用	受託者が使用できる現場事務所は、一部維持管理運営企業が無償で使用できるとの理解で相違ないでしょうか。	ご理解のとおりです
14	6	16	1		緊急時対応計画書	「受注者は、契約締結後から移行期間終了日までの間に・・・」とございますが、移行期間終了日とは維持管理開始日のことと理解してよろしいでしょうか。	移行期間終了日とは、維持管理開始日前日のことです。
15	6	16	1		緊急時対応計画書	「移行期間終了日」とはどの時点を指すのかご教示願います。	移行期間終了日とは、維持管理開始日前日のことです。
16	6	18			性能保証等	「本施設の性能」については、維持管理業務の受注者（SPC）が保証すべきものではないと理解しております。受注者が負担する維持管理業務の内容と照らし、本条項の見直しにつきましてご検討の程お願い致します。	本施設に設計・建設の瑕疵がない限りにおいては、維持管理業務によって本施設の性能が発揮できるものと考えています。
17	6	19			異常増水に対する措置	異常増水の場合は、臨機の措置を取る必要がある場合に含まれますが、異常増水の場合は特に第20条ではなく第19条が適用されると理解して良いでしょうか。また、第20条に該当する場合は、不可抗力事由にも該当する場合がありますので、臨機の措置を取る場合は特に第32条ではなく第20条が適用されると理解して良いでしょうか。	まず、異常増水の場合は第19条が優先して適用されることは、ご理解のとおりです。また、第20条と第32条の関係は、災害等が起こる前と生じた後とご理解下さい。
18	7	21	1		業務報告書等	業務日報の作成は雨天動員日だけでなく毎日提出するのでしょうか。また、日報の提出方法は、電子メールでも可能でしょうか。	毎日提出が必要です。また、電子メールによる提出も可能です。
19	8	22	2		発注者によるモニタリング	「受注者は、発注者によるモニタリングに協力しなければならない。とございますが、その頻度についてご教示願います。	3ヶ月毎を想定していますが、運営当初（期間未定）は月1回行うことを予定しています。
20	8	24			発注者による業務担当企業の変更の請求	本条に該当する場合は、基本契約第11条にも該当することが多いと思われる。本条に該当する場合には、基本契約第11条ではなく本条に則った変更請求が行われると理解して良いでしょうか。	基本契約書第11条は、まだSPCに裁量権が委ねられている段階での規定であり、他方、本契約第24条は、さらに状況が悪化した場合の発注者主導による維持管理企業の変更要請ですから、両者の規定は段階的に区分することが妥当と考えます。
21	9	25	4		委託料の支払い	正当な理由により突発補修等を行う必要がある場合、承諾は得られるものの考えで相違ないでしょうかまた、正当な理由があるにも拘らず承諾を得ることができないことに起因して運転管理上に何らかの支障を生じた場合のリスクは、発注者にあるとの理解で相違ないでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、正当な理由がある場合には、承諾します。
22	9	26			委託料の減額又は支払停止	委託料の減額又は支払停止の要件が不明確で、受注者の地位を過度に不安定にする可能性がありますので、受注者の責に帰すべき事由に基づく業務不履行が存在する場合に限定し、本条に明記頂きたいと存じます。	検討します。
23	9	27 / 28	2 / 2.3		委託料の返還請求 履行遅滞の場合における損害金等	維持管理委託契約書(案)p9.第27条.2、第28条.2及び3について定める遅延利息の率について、「政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に定める率を下回らない率」とありますが、これでは遅延利息の率の上限が定められておらず、請求者側が一方的に遅延利息の率を決めることができるよう読み取れます。発注者及び受注者の両者にとってリスクとなりまので、できましたら、「～を下回らない率」ではなく、「～と同じ率」に変更下さい。	「第8条に定める率を下回らない率」を「第8条に定める率」に修正します。
24	9	28	2		履行遅滞の場合における損害金等	「当該業務に係る委託料」とは、委託料のうちの、委託管理業務のなかで前項で損害金支払いの原因となった業務に係る分の金額、と理解して良いでしょうか。	「当該業務に係る委託料」とは、20年間の委託料の総額を指します。
25	10	29			損害賠償等	損害賠償の対象となる損害は、当該損傷又は滅失と相当因果関係のある損害に限られるものと理解しておりますが、そのような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	10	30			第三者への賠償	第30条における受注者の賠償責任は、第19条に示される異常増水に対する措置によるものは除外されると理解して良いでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、たとえば、異常増水に対する措置に対して、(重)過失があった場合には、この限りではありません。
27	10	31			保険	「損害賠償責任等」とありますが、第三者賠償責任保険を付保すること以外、その保険金額、保険内容も事業者提案によるとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。

⑦維持管理委託契約書(案)

No	頁	見出し符号				項目名	内容	回答
		章	節	項	目			
28	10	32				不可抗力	ここでの不可抗力には、第19条に示される異常増水は含まれないとの理解で良いでしょうか。	異常増水と不可抗力が重なるケースもあるため、異常増水が含まれないとは限りません。
29	12	37	1			瑕疵担保	「募集要項等及び本件提案に記載した工事目的物の性能及び機能が満たされていない場合は、工事目的物又は成果物に瑕疵があるものと推定する。」とありますが、性能及び機能が満たされていないという瑕疵現象を引き起こした瑕疵原因が不十分な施工に存することが特定されていないにもかかわらず、性能及び機能が満たされていないという現象につき、おしなべて瑕疵と推定するのは合理的ではないため、公共工事標準請負契約約款に倣い、条文を削除して頂きたいと存じます。	変更しません。
30	12	37	2	(1)		瑕疵担保	「修繕の瑕疵2年」とありますが、機器・部品が2年以内に劣化・消耗する性能のものであれば、本項の対象外であるとの理解で良いでしょうか。	不具合の要因が劣化・消耗に起因するものでないと判断されるものや、過度な劣化・消耗の要因が修繕の瑕疵によるものであるのであれば、対象となりえます。よって、一概にご質問のとおりとは言えません。
31	12	37				瑕疵担保	維持管理の目的である玉川ポンプ場の建設工事を行うのは受注者（特別目的会社）ではない以上、受注者（SPC）は、同ポンプ場の建設の瑕疵に係る責任を負うものではないと理解しておりますが、維持管理委託契約約款第37条は、建設請負契約に関する瑕疵担保責任についての条文のようにも読むことができます。受注者は、維持管理委託契約約款に基づき貴市より受託した業務につき、善管注意義務に反する場合には、債務不履行責任を負うべきものと理解しておりますが、民法上の請負契約における瑕疵担保責任を負うものではないと理解しておりますので、維持管理委託契約約款第37条の見直しをご検討の程、宜しくお願い致します。	ここでいう工事は維持管理業務に係る工事です。よって、変更しません。
32	12	38				検査及び引渡し	明け渡し時に本施設が満たしているべき「性能等」の具体的内容をご教示願います。	要求水準を満たす性能です。
33	13	39				発注者の解除権	維持管理契約第39条第2項によると、同条第1項により本契約が解除された場合は全て受注者が違約金を支払う義務を負うと記載されていますが、同条第1項第8号（第32条第3項または第34条第2項に基づいて解除を決定した場合）は不可抗力または法令変更による解除となる規定であり、違約金を支払うのは適当でないため除外頂けるとの理解で良いでしょうか。	第8号を削除します。
34	14	40	1			談合等の不正行為に係る発注者の解除権	第40条.1.(1)～(5)に基づく解除は、本事業に関する場合のみに限定されるとの解釈で良いでしょうか。例えば、本事業以外の事業で(1)～(5)が生じた場合、これは第40条.1に抵触しないとの考えで良いでしょうか。	本条項の規定は、本事業に関する場合に限定されるものではありません。
35	16	46				著作権の譲渡等	「成果物」とは具体的に何を指すのか、ご教示願います。また、当該「成果物」の公表に当たっては、受注者の営業上、技術上のノウハウ等にかかる部分については非公表とする等のご配慮を頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	例えば、成果物とはプログラム及びデータベースにより作成されたもの全てを指します。また、作成に使用したものについては5項にあるとおり承諾を受けてからの利用となります。
36	17	48	2			補足	契約締結後、改定等により宇部市上下水道局契約規程に変更がある場合、当該変更後の規程が適用されるものと理解してよろしいでしょうか。また、当該変更が適用される場合、受注者が適用に同意した場合に限る旨の追記をご検討願います。	ご理解のとおりです。同意した場合に限定する追記はしません。
37	23	別紙3	2	(1)		委託料の支払	「固定費と変動費の項目内訳表中」及び「1)固定費 ①対象となる費用 イ運転経費」について、固定費と変動費の項目内訳表においてガス料金は変動費のみとなっているが、基本料金として固定費部分があるのではないのでしょうか。	ご理解のとおりです。追記します。
38	24	別紙3	2	(1)		委託料の支払	表中の「その他修繕」とは、第25条4項に示される突発補修に該当するとの理解で良いでしょうか。また、このその他修繕（＝突発補修）には1件当たりの上限金額は設定されていないとの理解で良いでしょうか。	「その他修繕」については、提出書類記載要領及び様式集p120別紙1をご参考下さい。突発補修は、要求水準書(案)に関する質問・意見への回答（平成28年11月18日公表）No.456 に示すとおり単純な補修に関わるものであり、その他の修繕全てを包含するものではありません。また、突発補修の1件当たりの上限金額は設定しておらず、総額の設定としています。
39	24	別紙3	2	(1)		委託料の支払	「1)固定費 ①対象となる費用 ア人件費」について、固定費部分の人件費とは、雨天時動員日以外にポンプ場に常駐する、もしくはポンプ場を巡回管理する人員の費用を指すのでしょうか。	ご理解のとおりです。

⑦維持管理委託契約書(案)

見出し符号					項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項			
40	24	別紙 3	2	(1)	委託料の支払	「1)固定費 ①対象となる費用 イ運転経費(電力料金、水道料金に係る基本料金部分)」について、建築電気設備の電気代、非常用発電機のメンテナンス料代、暖房用燃料代、脱臭用電気使用量、脱臭用薬品代は、固定費に計上してもよろしいでしょうか。	水量変動に依存しないユーティリティを固定費に計上するように修正します。
41	25	別紙 3	2	(1)	委託料の支払	「2)変動費 ②算定方法 ア雨天時動員日数に応じて増減(基準動員日数50日に対する増減とする)」について、状況に応じて、雨天後においてポンプ場を稼働させる必要がある場合は、雨天時動員日数としてカウントされるとの理解で相違ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	25	別紙 3	2	(1)	委託料の支払	「2)変動費 ②算定方法」について、雨天時動員単価が班単位となっておりますが、雨天時に必ずしも班単位で業務にあたるとは限らないため、単価は人単位の方が適切と考えます。	安全衛生上、班単位での行動をお願いします。必要に応じて班編制で調整して下さい。
43	26	別紙 3	2	(2)	委託料の支払	「変動費(ア)」について、「当該年度山口県公共工事設計労務単価(4月1日時点)の電工単価に対して、「下水道施設維持管理積算要領-終末処理場・ポンプ場施設編一」(日本下水道協会)の補正率を適用して算定した雨天時動員1班・1日あたりの単価とする。」とあり、p30に、(2)改定の条件1)「平成37年度第1四半期以降の維持管理費の支払額について、年1回見直しを行うものとする。」とありますが、「当該年度」は平成37年度以降の毎年度との考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	30	別紙 3	4	(1)	委託料の支払	2)改定率の指数として、「企業向けサービス価格指数「下水道」」を用いるとありますが、その「下水道」の価格指数が改定されなくとも、個別の業務において著しく物価変動が生じた場合には、協議によりその業務の委託料を改定できるとの理解でよろしいでしょうか。	改訂に用いる指数が実態に整合しない場合には、協議を行います。
45	31	別紙 3	4	(2)	委託料の支払	2)維持管理費の改定につき、見直し時と前回改定時の指数との差異が5%を超過する場合にのみ行うものとされておりますが、当該差異が5%以上という極端な変動までは生じていない場合であっても、改定の必要が発生するものと考えておりますので、例えば1.5%を超過する増減があった場合には改定を行う等、改定の条件の見直しをお願いいたします。	現在のところ見直しは考えておりません。
46	31	別紙 3	4	(2)	委託料の支払	2)5%とありますが、1.5%の誤記ではないですか。また、直前の比較値は、規定範囲内に収まったため改定を必要としない場合でも、初期値からの累計で規定範囲を超えた場合は改定されるとの理解で相違ないでしょうか？	前段については、誤記ではありません。後段については、比較は前回改訂時(初回のみ初期値)の指数と行います。
47	31	別紙 3	4	(2)	委託料の支払	「前回改定時の指数から5%を超過する増減があった場合に改定を行う」とありますが、5%を超過する物価変動は事業者にとって過大であり、より多くのリスク費を見込むことが避けられず、事業費が増大します。一般的なPF1/DBO事業と同等水準であり、建設工事請負契約書でも適用されている「1.5%を超過する増減があった場合」に修正をして頂けます様お願いします。	現在のところ見直しは考えておりません。
48	31	別紙 3	4	(2)	委託料の支払	2)「見直し時の指数と…」とありますが、前回改定時指数の数字から見直し時の指数の数字を減じた数字が±5となった場合との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	32	別紙 4			法令等の変更による費用の負担割合	表中に「①維持管理業務に典型的…」とございますが、ここでいわれる典型的とは具体的にどの様な場合を指すのかご教示願います。	「典型的」とは、「一般的に分類される」という意味で用いています。
50	33	別紙 5	3	①	不可抗力による費用負担	不可抗力による追加費用及び損害額については維持管理委託料総額の1%相当額に至るまでは受注者が負担するとなっておりますが、本事業は長期間にわたる委託契約であり総額を基準にした場合には過度なリスクとなります。契約保証金と同じように各年度の委託料総額の1%と変更していただけないでしょうか。	検討します。

⑦維持管理委託契約書(案)

見出し符号					項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項目			
51	33	別紙 5	3	①	不可抗力による費用負担	維持管理委託料は年度毎に計算することが可能なため、不可抗力による追加費用及び損害額について、維持管理委託料「総額」の1%相当額ではなく、不可抗力が発生した当該年度の維持管理委託料額の1%相当額を受注者負担とするのが合理的であると思料致します。受注者負担額の算定の見直しにつきまして、ご検討の程、宜しくお願い致します。	検討します。
52	33	別紙 5	3	①	不可抗力による費用負担	①本事業はDBO方式であり、施設の所有権は公共側にあります。予見不能な不可抗力かつ所有権が公共である施設に対し、維持管理総額の1%を受注者が負担するのは本意でないと考えます。また、維持管理費用総額には、損害額とならないユーティリティ費用も含まれていますがそれに対する考え方をご教授願います。 ②予見不能な不可抗力に対し、受託者に負担を求める場合、予め維持管理総額の1%をリスク費として計上する必要があるため応札金額が増加することになるが、それに対する考え方をご教授願います。	検討します。
53	33	別紙 5	3	①	不可抗力による費用負担	「不可抗力による追加費用～維持管理委託料総額の1%相当額に至るまでを受注者が負担する」とありますが、委託料総額の1%は事業者にとって過大であり、より多くのリスク費を見込むことが避けられず、事業費が増大します。一般的なPFI/DBO事業と同等水準の「維持管理委託料「年額」の1%相当額に至るまでを受注者負担とする」ように修正をして頂けますようお願い致します。また、当該金額は税込との理解で良いでしょうか。	検討します。

⑧提出書類記載要領及び様式集

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
1	2	第2	4			提出書の提出書類及び部数	様式 I-1-1～I-7-3の提出様式や部数等についてご教示ください。『提出書類記載要領及び様式集』などに記載がないようです。	「提出書類記載要領及び様式集」第2_4(提案書の提出書類及び部数)を修正して示すようにします。
2	2	第2	4			提案書の提出書類及び部数	様式 I に関する提出書類及び部数が記載されていません。募集要項P16. 第3.5.(4).イ<<提出様式>>には、様式 I-1から様式IV-2までとありますが、どちらが正しいのでしょうか。様式 I の提出が必要である場合、提出部数及び綴じ込みの順番等を御し下さい。	「提出書類記載要領及び様式集」第2_4(提案書の提出書類及び部数)を修正して示すようにします。
3	2	第2	4			提案書の提出書類及び部数	p31からp50に「(様式 I-1-1)～(様式 I-7-3)」があります。一方、p2「第2_4 提案書の提出書類及び部数」には、「(様式 I-1-1)～(様式 I-7-3)」は含まれておりません。提案書として「(様式 I-1-1)～(様式 I-7-3)」の提出は不要と解釈してよろしいのでしょうか。	「提出書類記載要領及び様式集」第2_4(提案書の提出書類及び部数)を修正して示すようにします。
4	2	第2	4			提出書類記載要領	提案書の提出書類の一覧表にp31～p50(様式 I-O-O)の書類が入っておりません。技術提案書の冒頭に追加すればよろしいのでしょうか。	「提出書類記載要領及び様式集」第2_4(提案書の提出書類及び部数)を修正して示すようにします。
5	2	第2	4			提案書の提出書類及び部数	見積書類提出届と見積書を各1部提出との記載がありますが、「第2_5 提出書類の様式(1)見積に関する書類様式」にある書類様式の内、「様式IV-1-2 見積書類提出届」は1枚のみで契印を押して提出し、見積書類提出届を除く書類を見積書として袋綴じのうえ契印を押して提出すればよろしいのでしょうか。	「提出書類記載要領及び様式集」第2_4(提案書の提出書類及び部数)を修正して、見積関係の様式IVを一式とし、1部提出とするものとします。なお、見積書一式の袋綴じについては、契印をお願いします。
6	2	第2	4			提案書の提出書類及び部数	「要求水準書セルフチェックリスト」の様式が任意となっていますが、必要な項目は、要求水準満足状況(Oor X)および技術提案書における記載部分(様式番号+ページ数等)であると理解して良いのでしょうか。また、各種契約書や様式集等で要求水準書の範囲外の個別指示がされている部分については網羅する必要はないとの理解で良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	2	第2	4			提案書の提出書類及び部数	要求水準書セルフチェックリストは募集要項等の要求水準書(案)を対象としたセルフチェックリストと解釈すればよろしいのでしょうか。それとも、「募集要項p19 第3.6(4)提案書及び要求水準書の提出」に記載されている応募者が提出する要求水準書を対象としたものと解釈すればよろしいのでしょうか。	後段のお見込み通りです。
8	2	第2	4			提案書の提出書類及び部数	「要求水準書セルフチェックリスト(任意様式)」について、要求達成を提案資料や図面・添付資料で示せる内容は、該当資料での記載箇所を示し、それ以外のものについては、要求項目に対して確認欄にチェックするような形式でよろしいのでしょうか。例えば、「〇〇の際には市の承諾を得ること」「〇〇設計基準に準拠すること」のような項目に対しては、事業者確認欄にレ点でチェックするなど。	ご理解のとおりです。
9	2	第2	4			提案書の提出書類及び部数	要求水準セルフチェックリストの提出を求められていますが、「応募参加者が作成する要求水準書」の内容についてセルフチェックを行うとの理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	2	第2	4			提案書の提出書類及び部数	提出書類記載要領には「応募参加者が作成する要求水準書」についての記載が無いようです。技術提案書と同時に提出するのでしょうか。また、その書式は指定書式があるのでしょうか。	「提出書類記載要領及び様式集」第2_4(提案書の提出書類及び部数)を修正して示すようにします。なお、書式については任意書式とします。
11	3	第2	5	(2)	②	提案書類の様式	様式毎に枚数制限が定められております。その枚数制限の中に、「A4版又はA3版2枚」、「A4版又はA3版3枚」と記載がありますが、どちらの大きさを使用してもそれぞれ2枚ずつ、3枚ずつ使用できるとの理解でよろしいでしょうか。それともA3版1枚はA4版2枚に数えるということでしょうか。	前段のお見込み通りです。
12	5	第2	5	(3)		施設計画図面集	「本様式集で別途提示する要求水準書セルフチェックリストで確認しながら作成すること」と記載されています。「要求水準書セルフチェックリスト」の様式がございましたら、データで提供いただくことは可能でしょうか。	要求水準書セルフチェックリストは任意様式とします。
13	6	第2	5	(3)		施設計画図面集	E-3は配管系統図となっておりますが、配線系統図という理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。配線系統図に修正します。

⑧提出書類記載要領及び様式集

見出し符号					項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項 目			
14	7	第2	5	(3)	施設計画図面集	既設ポンプ場撤去に関して、既設ポンプ場及び現況平面図等のCADデータの提供はありますでしょうか。	CADデータはありません。
15	7	第2	5	(3)	施設計画図面集	既設ポンプ場撤去R-5管渠充填一般図は、具体的にどのような図面を作成するのでしょうか。平面・縦断面図も必要な場合、存置処理対象管渠の既設図面は提示されるのでしょうか。	一例として、既設図面から作成可能な範囲での平面縦断面図と標準断面図が考えられます。既設図面は、要求水準書4.9.3_1)に示すように、申し出により貸出ししています。
16	20	第3	様式9	1 (1)	ポンプ場及びシールド・中大口径推進の設計実績 2) シールド・中大口径推進設計実績	内径2,400mm以上のシールド工事及び中大口径推進工事の業務実績については、ポンプ場施設の実績の考え方と同様に、必ずしもシールド工事と中大口径推進工事が同一の契約の実績ではなく、別の契約の実績を合わせることも可という理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
17	22	第3	様式9	1 (2)	配置予定技術者の所有資格及び業務実績 2) 担当技術者	優先交渉権者選定基準p7②配置予定技術者の要件 ウ担当技術者において、「土木、建築、建築機械、建築電気、機械、電気のそれぞれの専門分野(職種)で担当技術者を配置すること。」とありますが、様式9の2)担当技術者の【ポンプ場設計】には建築機械、建築電気が記載されていません。(土木・建築・機械・電気)を(土木・建築・建築機械・建築電気・機械・電気)に修正し、該当工種に○をつけて作成すれば宜しいでしょうか？	「土木・建築・建築機械・建築電気・機械・電気」に修正します。
18	22	第3	様式9	1 (2)	配置予定技術者の所有資格及び業務実績 2) 担当技術者	【ポンプ場設計】の表の最下段「計画排水能力(m ³ /日)」は、他の表との整合で「(m ³ /秒)」としてよろしいでしょうか。	計画排水能力(m ³ /日)を計画排水能力(m ³ /秒)に修正します。
19	22	第3	様式9	1 (2)	配置予定技術者の所有資格及び業務実績 2) 担当技術者	優先交渉権者選定基準p7②配置予定技術者の要件 ウ担当技術者(エ)に「以下に示す要件を満たす技術者を配置するものとし」とありますが、土木担当者として、iii)ポンプ場・iv)合流改善計画・v)シールドの実績を有する者をそれぞれ配置した場合、様式9の2)担当技術者は、【合流改善計画】(土木)とし作成すれば宜しいでしょうか？	「合流式下水道緊急改善計画」の記載表を追加します。
20	22	第3	様式9	1 (2)	配置予定技術者の所有資格及び業務実績 -) 照査技術者	照査技術者の記載欄がありませんが、5)照査技術者として追加し、担当者氏名・生年月日・所属企業・入社年月日・所有資格の項目を記載すれば宜しいでしょうか？	「照査技術者」の記載表を追加します。
21	26	第3	様式9	2 (2)	配置予定技術者の所有資格及び業務実績 1) 土木工事 2) 建築工事	それぞれの欄外3番目の「※」で、「募集要項「第3-4-(3)-②ウ及びカと対応させてください。」「募集要項「第3-4-(3)-②ウと対応させてください。」とありますが、これは建設企業の要件と思われるので、技術者については必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	優先交渉権者選定基準の技術者に関する項目と対応するよう修正します。
22	27	第3	様式9	2 (2)	配置予定技術者の所有資格及び業務実績 4) 電気工事	「※募集要項「第3-4-(3)-②オ」と対応させて下さい。」とありますが、『優先交渉権者選定基準』P9の表1.3-(4)-②配置技術者の要件の電気工事欄に記載の製作又は施工実績を有している技術者のことを示しており、個人として募集要項「第3-4-(3)-②オ」に示された施工実績を有していることは要求されていないと理解して良いでしょうか。	優先交渉権者選定基準の技術者に関する項目と対応するよう修正します。
23	35	第3	様式I	4-1	応募者の実績	内径2,400mm以上のシールド工事及び中大口径推進に係る実施設計業務の履行実績については、シールド工事及び中大口径推進工事の両者を合わせて5件まで記述するという理解でよろしいでしょうか？	シールド工事設計実績と中大口径推進工事設計実績で各々のページに記載願います。
24	35	第3	様式I	4-1	応募者の実績	内径2,400mm以上のシールド工事及び中大口径推進に係る実施設計業務の履行実績について5件まで記述することになっていますが、例えば全てが同種実績の場合にシールド工事と中大口径推進工事の記載比率により採点基準は変わりますでしょうか？(最低でも1件はいずれかの工事実績を記載する必要がありますとは理解しております)	要件を満足していれば、評価は変わらないものとします。
25	35 ~ 39	第3	様式I	4-1 ~ 4-5	応募者の実績	実績に関する様式について、5件分がA4サイズ1枚に収まるフォーマットとなっておりますが、表を改変して、A4サイズ3枚以内に5件が収まるようにしても良いとの理解で良いでしょうか。	各ページにつき5件の指定様式について改変しないで下さい。個々の実績案件に対して証票を添付して頂くので、当該ページでは指定様式に収まるように省略して頂ければ結構です。
26	35 ~ 39	第3	様式I	4-1 ~ 4-5	応募者の実績	各工種等を担当する企業が複数ある場合は、各社ごとにA4サイズ3枚以内にまとめるとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。

⑧提出書類記載要領及び様式集

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
27	40	第3	様式Ⅰ	5-1		設計業務担当予定従業者の資格・経験	有する資格が同じ場合の担当者評価は、業務件数が多いほど評価が高いとの理解でよろしいでしょうか。	要件を満足していれば、評価は変わらないものとします。
28	40	第3	様式Ⅰ	5-1	(5)	各業務実施体制と業務担当者の実績	「最も評価の低い担当者の評価を採用」とありますが、本業務の参加表明に対する各項目の評価点や配点について、御教示願います。	要件を満足していれば採点基準は変わらないものとします。よって、「最も評価の低い担当者の評価を採用」に係る文章は削除します。
29	41	第3	様式Ⅰ	5-1	(2)	各業務実施体制と業務担当者の実績	優先交渉権者選定基準p7②配置予定技術者の要件 ウ担当技術者において、「土木、建築、建築機械、建築電気、機械、電気のそれぞれの専門分野(職種)で担当技術者を配置すること。」とありますが、(様式Ⅰ-5-1)別添1の記載については、建築が工種の主任担当者である場合、建築機械、建築電気の記載は不要と解釈してもよろしいでしょうか？	「配置技術者(各工種:土木・建築・建築機械・建築電気・機械・電気)」に修正します。
30	42	第3	様式Ⅰ	5-2	(4)	各業務実施体制と業務担当者の実績	「同種・類似業務の実績(最大5件まで)」との記載がありますが、「類似業務」の具体的な定義をご教示ください。	「類似業務」に係る文章は削除します。
31	44	第3	様式Ⅰ	5-3		各業務実施体制と業務担当者の実績	維持管理業務の実施体制表が示されておりますが、実施体制は事業者の提案によるものであるため、提案内容に即して本表を作り変えてよろしいでしょうか。	ご意見のとおりで結構です。
32	52	第3	様式Ⅱ	A-2	(1)	全体概要書	②各種動線計画は、工事中の運行車両等の計画を指しているのでしょうか。	技術提案の評価に関わる事項であることから、具体例は挙げません。
33	61	第3	様式Ⅱ	2-2	(10)	流入管路 施設計画	「流入管渠、既設管接続部」は、栄川1号幹線接続部と考えてよろしいでしょうか。また、推進発進基地となる用地は、供用開始まで使用可能と考えてよろしいでしょうか。	前段については、要求水準書(案)を踏まえてご判断下さい。後段については、市の指定する用地ではなく、提案によるものと考えられるため、回答できません。
34	61	第3	様式Ⅱ	2-2	(11)	流入管路 施設計画	「流入管渠」は、居能1号幹線及び栄川1号幹線接続部と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)を踏まえてご判断下さい。
35	66	第3	様式Ⅱ	2-7	(4)	ポンプ場 機械設備	本事業で実施する以下の主要設備について・・・とあり、①～⑧の設備名称内に、雨水ポンプ設備が記載されていません。要求水準書(案)には雨水ポンプ設備の記載がありますので対象内と考えてよろしいでしょうか。	記載漏れです。「雨水ポンプ設備」を追加します。
36	66	第3	様式Ⅱ	2-7	(4)	ポンプ場 機械設備	雨水ポンプ設備の記載がありませんが汚水ポンプ設備に含めず、別途雨水ポンプ設備として記述や主要設備リスト作成をすればよいのでしょうか。	記載漏れです。「雨水ポンプ設備」を追加します。
37	66	第3	様式Ⅱ	2-7	(4)	ポンプ場 機械設備	主要設備リスト作成に、雨水ポンプ設備にありませんが、雨水ポンプ設備もリスト作成が必要との理解でよろしいでしょうか。	記載漏れです。「雨水ポンプ設備」を追加します。
38	83	第3	様式Ⅱ	3-1	(1)	施工計画	補足事項(1)に記載のある参考様式とはどの書類になるのでしょうか、ご教示願います。	記載誤りですので、「参考様式を加工して」を削除します。工事工程表は任意様式です。
39	87	第3	様式Ⅱ	5		地元配慮・地域経済活性化	地元配慮・地域経済活性化の対象となるのは、建設期間中のみになるのでしょうか。	特に期間指定していません。
40	90	第3	様式Ⅱ	7		施設整備期間中の災害・事故対応	施設整備期間中とは、施設施工中ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	112	第3	様式Ⅲ	4	(2)	一体的な維持管理に関する提案	玉川ポンプ場の維持管理開始時点(平成37年4月)での、想定する西部浄化センター維持管理業務の包括レベルをご教示ください。	西部浄化センター維持管理業務委託に関する質問等については、別途対応します。
42	112	第3	様式Ⅲ	4	(2)	一体的な維持管理に関する提案	玉川ポンプ場と西部浄化センターの一体的な維持管理の利点は、(平成36年4月以降の)西部浄化センター維持管理契約更新についても、無条件に優先交渉権が付与されるとの前提で、提案してもよろしいでしょうか。	西部浄化センター維持管理業務委託に関する質問等については、別途対応します。
43	112	第3	様式Ⅲ	4		一体的な維持管理に関する提案	西部浄化センターの維持管理業務の提案をするにあたり、水処理・汚泥処理・水質・電力の日報月報や、時間別流入水量、消化タンク管理記録、場内植栽の管理頻度が解る資料などが必要となります。ご開示頂くようお願い致します。	西部浄化センター維持管理業務委託に関する質問等については、別途対応します。

⑧提出書類記載要領及び様式集

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
44	112	第3	様式Ⅲ	4		一体的な維持管理に関する提案	西部浄化センターの維持管理業務の受託を望むか否かとの項目がありますが、これとは別に、SPCまたは会社設立前の社団は、平成32年12月31日を待たずに、募集要項 第3章_7_(7)に記載の西部浄化センター維持管理業務を受託しない旨を表明することは可能でしょうか？	やむを得ない事情がある場合は、不可能ではありません。
45	116 / 118 / 119	第3	様式Ⅳ	2		見積書 見積金額内訳書（維持管理費） 年度別ライフサイクルコスト	p116、118及び119「様式Ⅳ-2、様式Ⅳ-2別添2及び3」について、維持管理に関する費用は、維持管理費のみ記載するようになっていますが、会社経費（公租公課等含む）を含めた維持管理委託料を記載しなくても良いのでしょうか。維持管理委託契約書（案）p23、別紙3、2では、維持管理に関する費用（委託料）は、維持管理費（固定費及び変動費）及び会社経費（公租公課等含む）となっております。	会社経費（公租公課等含む）を含めた維持管理委託料を記載して下さい。様式Ⅳ-2：別添2及び別添3 に「会社経費欄」を追加します。
46	117	第3	様式Ⅳ	2	別添1	見積金額内訳書（建設工事等請負代金）	p117(様式Ⅳ-2:別添1)、p118(様式Ⅳ-2:別添2)、p119(様式Ⅳ-2:別添3)には、「当該様式については、見積書の提出用封筒に同封してください」、「※見積書の提出用封筒に入れてください」との記載があります。一方、p2「第2.4 提案書の提出書類及び部数」において、「様式Ⅳ」は全て袋綴り製本の対象と読み取れますが、別添1～別添3は見積書の袋綴り製本対象外と解釈してよろしいでしょうか。	「提出書類記載要領及び様式集」第2.4(提案書の提出書類及び部数)を修正して、見積関係の様式Ⅳを一式とし、1部提出とするものとします。
47	117	第3	様式Ⅳ	2	別添1	見積金額内訳書（建設工事等請負代金）	p117(様式Ⅳ-2:別添1)、p118(様式Ⅳ-2:別添2)、p119(様式Ⅳ-2:別添3)には、「当該様式については、見積書の提出用封筒に同封してください」、「※見積書の提出用封筒に入れてください」との記載があります。見積書の提出用封筒について以下の点を具体的にご教示ください。 ①見積書の提出用封筒に指定はあるのでしょうか。 ②見積書の提出用封筒には、「提出書類記載要領及び様式集p2 第2.5(1) 見積に関する書類様式」に記載のある全ての書類を袋綴り製本したものをに入れて提出するのでしょうか。	①指定はありません。ただし、見積書在中であることを明記して下さい。 ②ご理解のとおりです。
48	118	第3	様式Ⅳ	2	別添2	見積金額内訳書（維持管理費）	維持管理費C-1及びC-2の（ ）内は、「事業者が更新整備を行った施設の」ではなく、「事業者が整備を行った施設の」と考えてよろしいでしょうか。	事業期間内に更新を行う施設が無いとも限らないため、最大限の表現としています。
49	118	第3	様式Ⅳ	2	別添2	見積金額内訳書（維持管理費）	「維持管理費C-2（事業者が更新整備を行った施設の更新費及び大規模修繕費）」がございしますが、ここでいう「更新費」及び「大規模修繕費」には、本業務の実施対象ではない「下水道ストックマネジメント支援制度」を活用して実施する更新や修繕の費用は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	維持管理費C-2は、本事業に含まない「下水道ストックマネジメント支援制度」を活用して実施する更新や修繕の費用として記入するものの、見積の維持管理費に含めないことを明確にするため、様式Ⅳ-2別添2及び3を修正します。なお、事業期間外で実施が想定される維持管理費については、様式Ⅲ-1-2にご提案下さい。
50	118	第3	様式Ⅳ	2	別添2	見積金額内訳書（維持管理費）	SPC運営に必要な経費に関しては、様式Ⅳ-2見積金額内訳書の【維持管理費A-1】に入れればよろしいでしょうか。	様式Ⅳ-2:別添2及び別添3 に「会社経費欄」を追加します。
51	-	-	-	-	-	その他	提出書類様式集の中に、SPCの収支計画書がありませんが、これは、当該計画書は提出不要という意味でしょうか、あるいは任意の書式で提出せよという意味でしょうか。	ご質問の項目内容を直接指定する様式がありませんでしたので、追加します。
52	-	-	-	-	-	その他	提出書類全般について、行数や文字数は変更してもよろしいでしょうか。	ご意見のとおりで結構です。